

北名古屋市行財政改革実行プラン

～新しい北名古屋市の実現に向けて～

(案)

令和 4 年12月
北名古屋市

～プラン策定にあたって～

合併から16年が経過する中、これまで順調に増加してきた人口も、2025年をピークとして減少局面に入ることが予想されております。少子高齢化に加えて、本市においても避けて通れない人口減少など、変化する社会環境の中にあっても、将来に渡り本市が安心して住み続けられる都市であり続けるためには、安定した財政基盤が不可欠であります。

しかしながら、現在の本市の財政状況は、残念ながら良好な状態にあるとは言えません。合併の目的の一つが財政基盤の強化であったにもかかわらず、旧町時代から続く市民サービスの多くはそのままに、子ども医療費の無償化の拡大など、更なる充実が図られてきました。一方で、公共施設の数はそのままに老朽化が進行するなど、年々増大する財政需要に対して、財政の硬直化が進む中、慢性的に財政調整基金に依存せざるを得ない財政構造となっています。

このままでは、時代とともに変化する市民の皆様のニーズに適切に対応した市政運営が行えず、北名古屋市の都市としての魅力が失われていくことが危惧されます。

こうした現状を打開するためにも、市民の皆様に対して、本市が置かれる現状を包み隠さず明らかにし、市民の皆様と問題意識を共有しながら、必要な改革を進めていくため、このたび、「北名古屋市行財政改革実行プラン～新しい北名古屋市の実現に向けて～」を策定することといたしました。

私が掲げる「ともに進める、新しい北名古屋市へ。」、このプランはまさにその第一歩となる試みであると認識しております。プランの策定はゴールではなくスタートであります。プランに基づき市民の皆様と議論を深めながら、改革を着実に前進させ、強固な行財政基盤を確立することにより、より一層住みやすい、住んで良かったと思える北名古屋市を目指してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

北名古屋市長 太田 考則

1 北名古屋市の財政状況

(1) 歳入の推移	1
(2) 歳出の推移	2
(3) 普通建設事業費の推移	3
(4) 基金残高の推移	4
(5) 実質単年度収支の推移	5
(6) 経常収支比率の推移	6
(7) 経常収支比率の推移（内訳）	7

2 財政状況の要因検証

（①公共施設）	
(1) 延床面積の推移	8
(2) 類似団体比較	9
(3) 借地面積・借地料の推移と主な借地の公共施設	10
(4) 公共施設に占める借地面積と維持管理費に占め る借地料	11
（②合併特例債）	
(1) 合併特例債の発行額と公債費の推移	12
(2) 公債費のうち実質的な負担額の推移	13
（③市単独事業）	
(1) 主な市単独事業の歳出額の推移	14
財政状況の要因検証（まとめ）	15

3 行財政改革実行プランの策定

(1) 行財政改革の必要性	16
(2) 行財政改革の方向性	17~20
(3) 優先改革項目	21

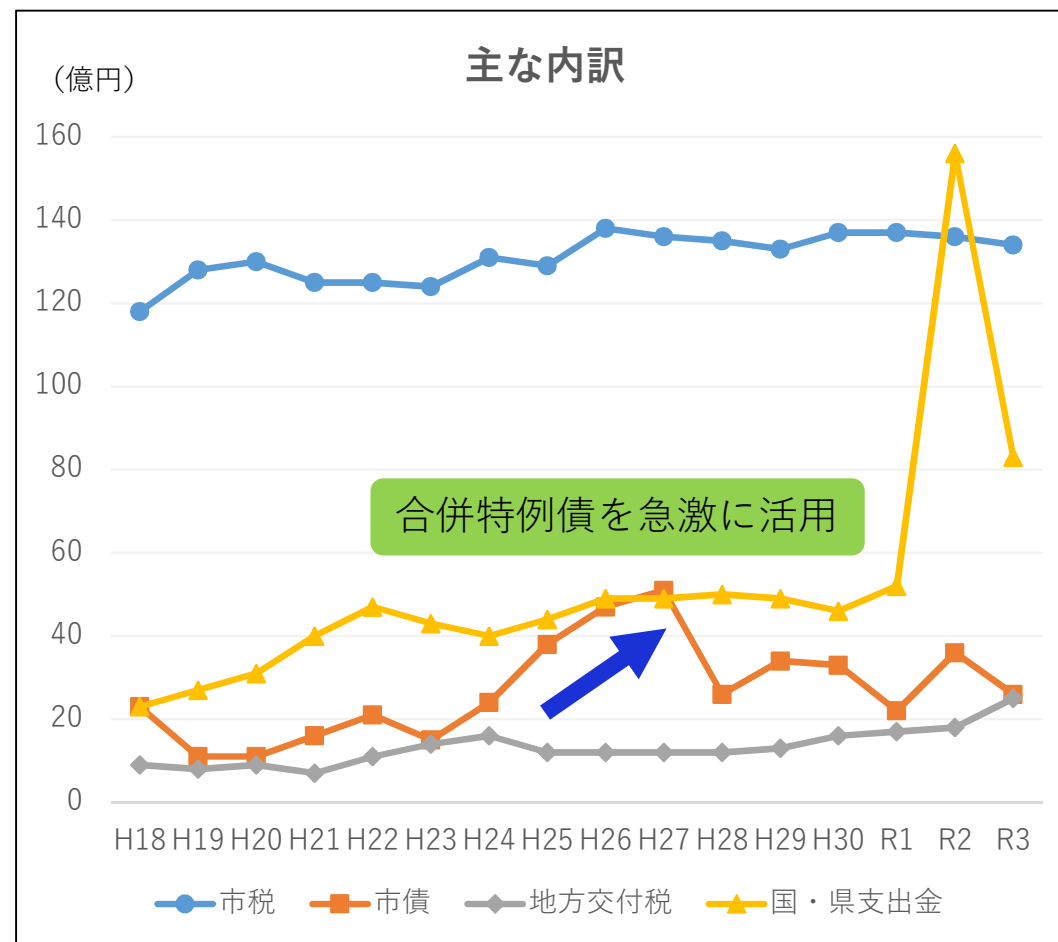
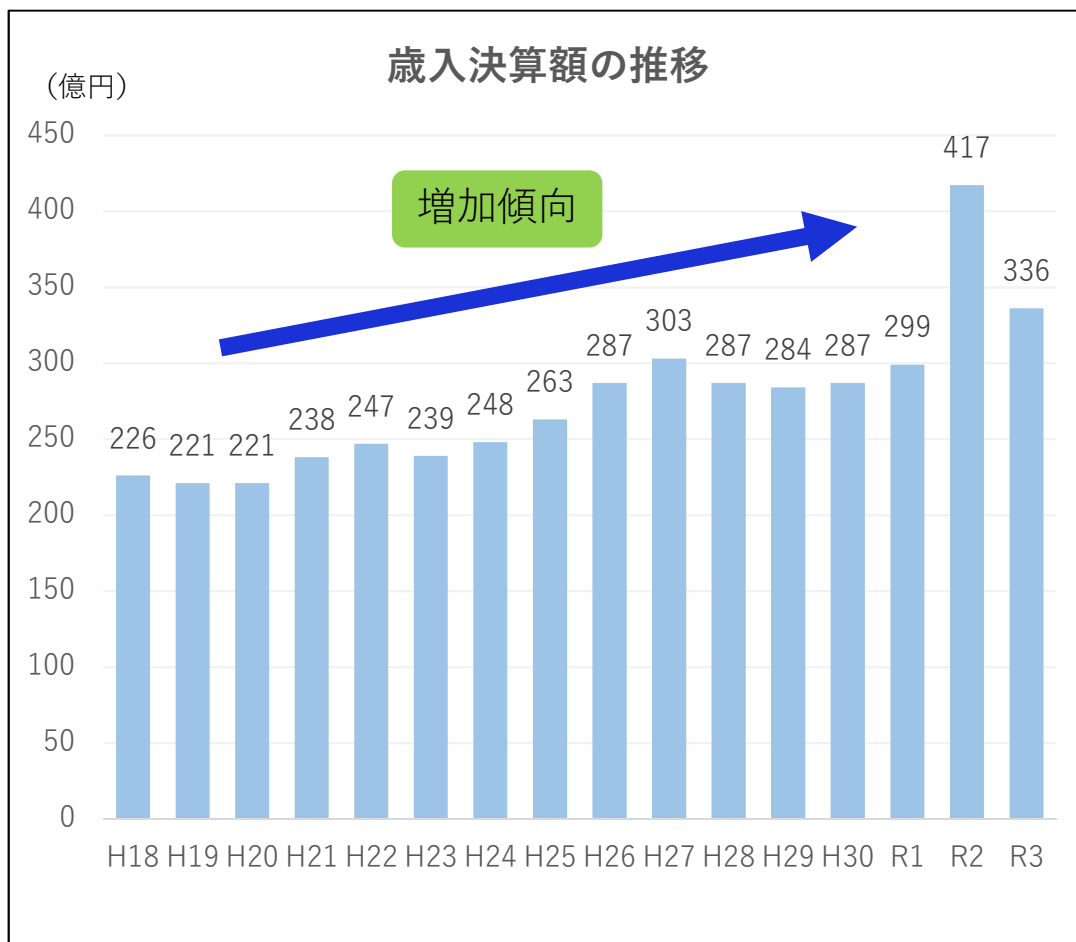
4 各優先改革項目の改革内容・工程等

(1) 公共施設の適正化	22~30
(2) 市民サービスの見直し	31~40
(3) 財政規律の確保	41~44

【参考1】市民説明会の開催	45
---------------------	----

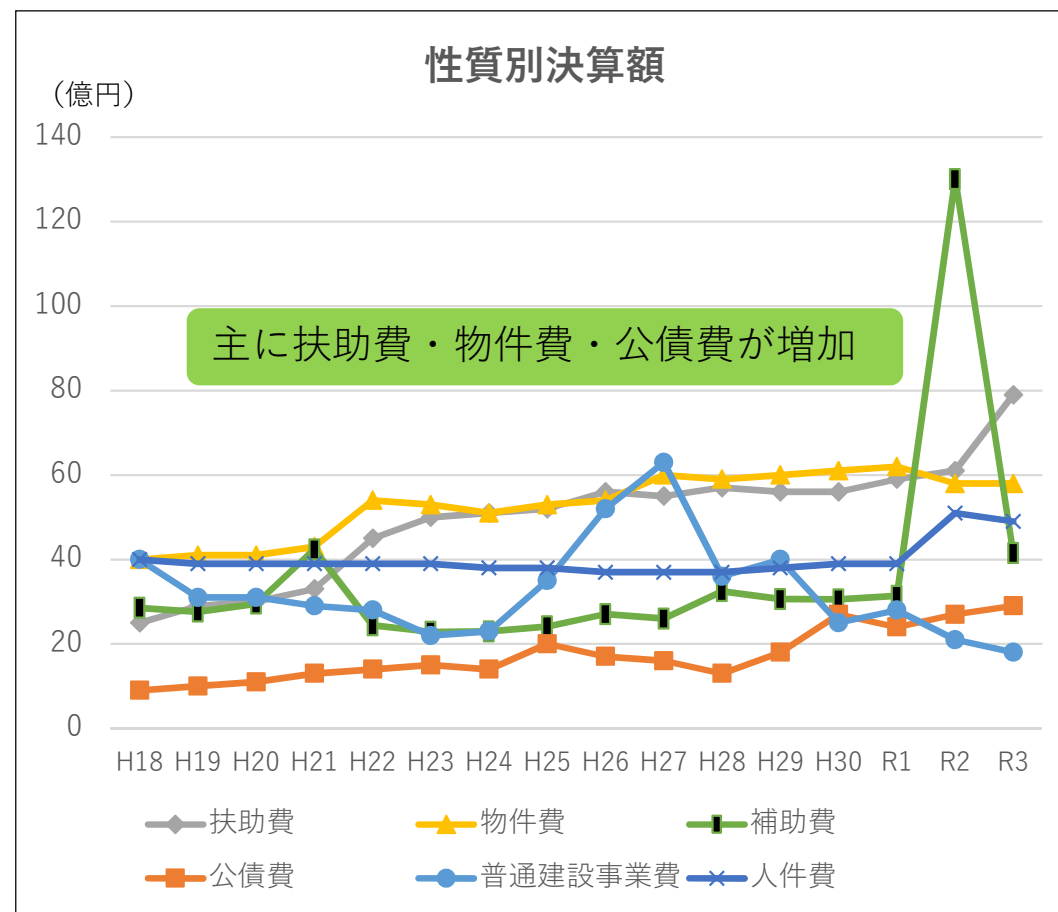
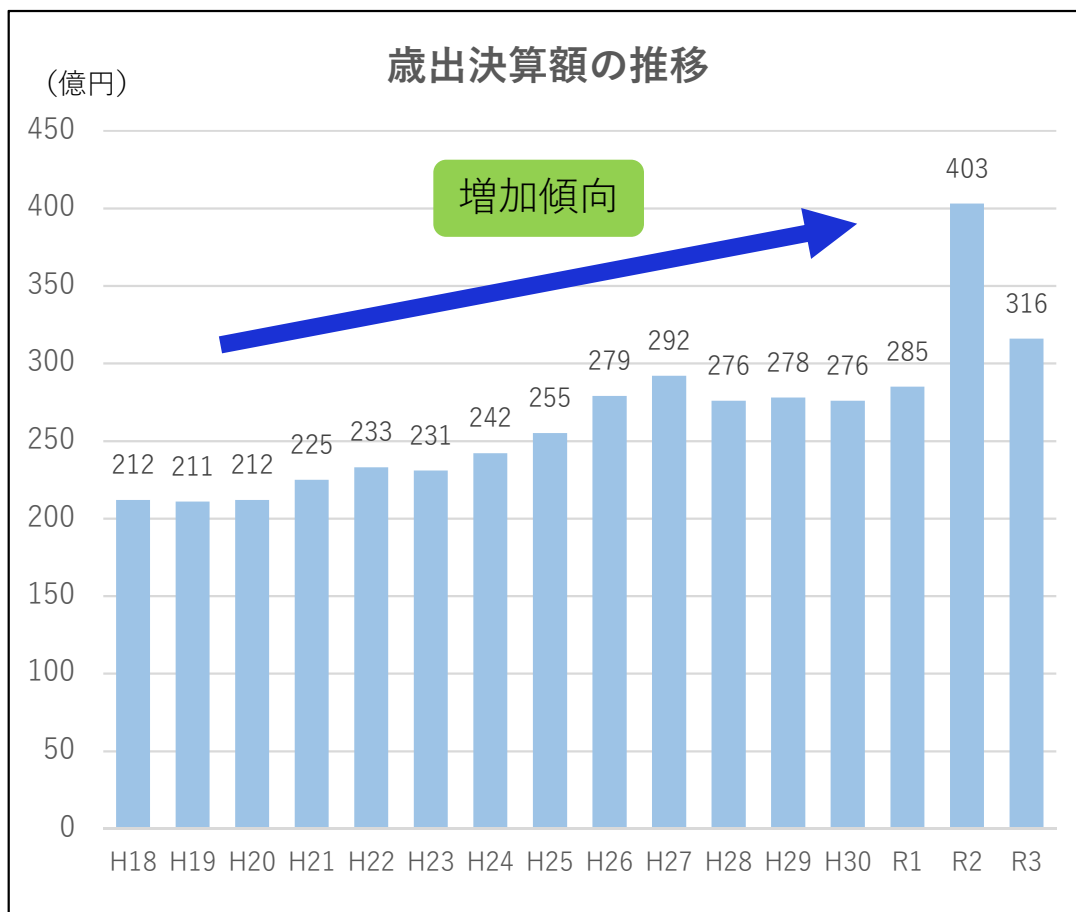
【参考2】パブリックコメントの実施	46
-------------------------	----

(1) 歳入の推移



- 個人市民税及び固定資産税の増加等により、歳入決算額は合併以来、増加傾向
- H25～27は、合併特例債の急激な活用により市債が増加
- R2、R3は、国費による新型コロナウイルス感染症対策事業の影響により増加

(2) 歳出の推移



- 歳出決算額は合併以来、増加傾向
- 障害者施策の充実や子ども医療費無料化により扶助費が増加。新たな公共施設の建設や保育園の民営化、民間委託の推進により物件費・補助費が増加。H25～29は、合併特例債を活用した大型事業が集中し、普通建設事業費が増加。その償還が開始されたH29以降は、公債費が急増
- R2、R3における補助費・扶助費の増加は、国の新型コロナウイルス感染症対策事業の影響

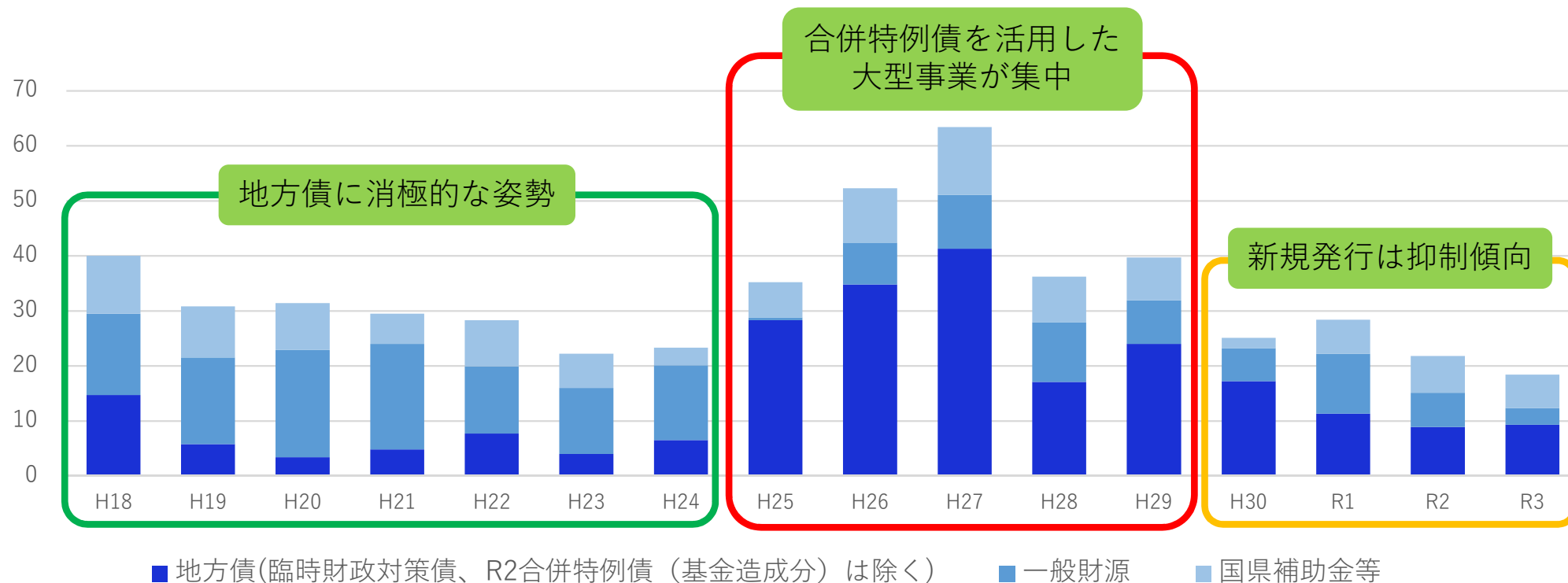
(3) 普通建設事業費の推移

<合併特例債>

合併市町村が行う市町村建設計画に基づく事業を対象とする特例的な地方債で、後年度に元利償還金の70%が交付税算入される。

(億円)

普通建設事業費と財源の推移（決算額）

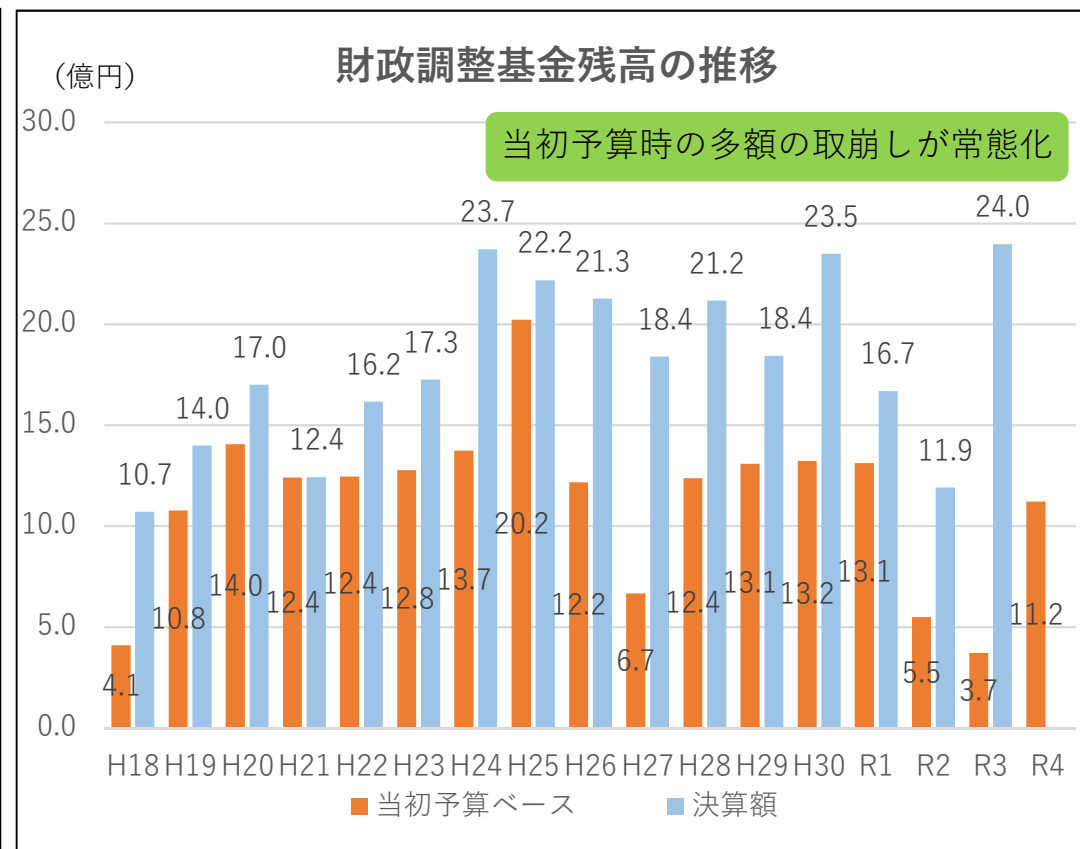
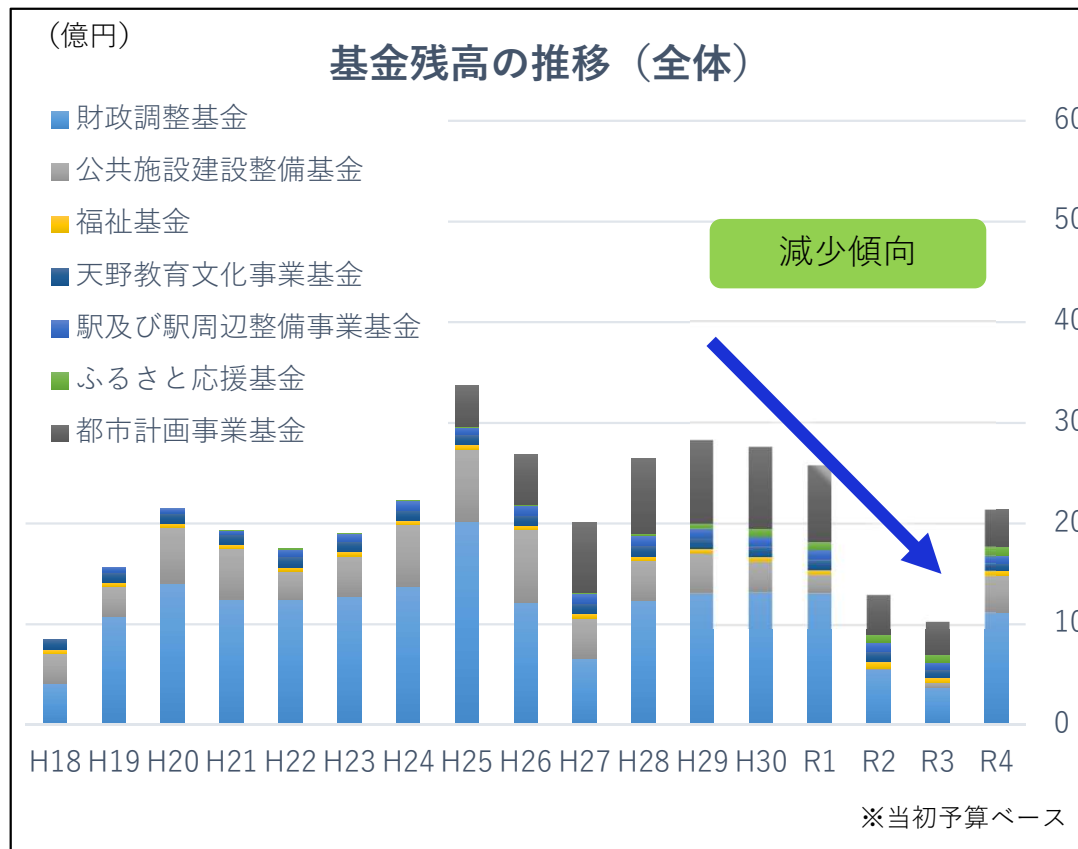


- H18～24は、合併特例債を含め、地方債の活用には消極的で、一般財源の割合が高い。
- H25～29にかけては、総合運動広場の建設、学校教育施設の改修、給食センターの建設、東西庁舎の耐震補強や増築、九之坪保育園の建設など、合併特例債を活用した大型事業が集中
- その影響により公債費が急増し、経常経費に一般財源を投入せざるを得ないため、H30以降は地方債の新規発行は抑制傾向

(4) 基金残高の推移

< 財政調整基金 >

年度間の財源の変動に備えて積み立てる基金。財源に余裕がある年度に積み立てておき、災害など必要やむを得ない理由で財源不足が生じた年度に活用する。

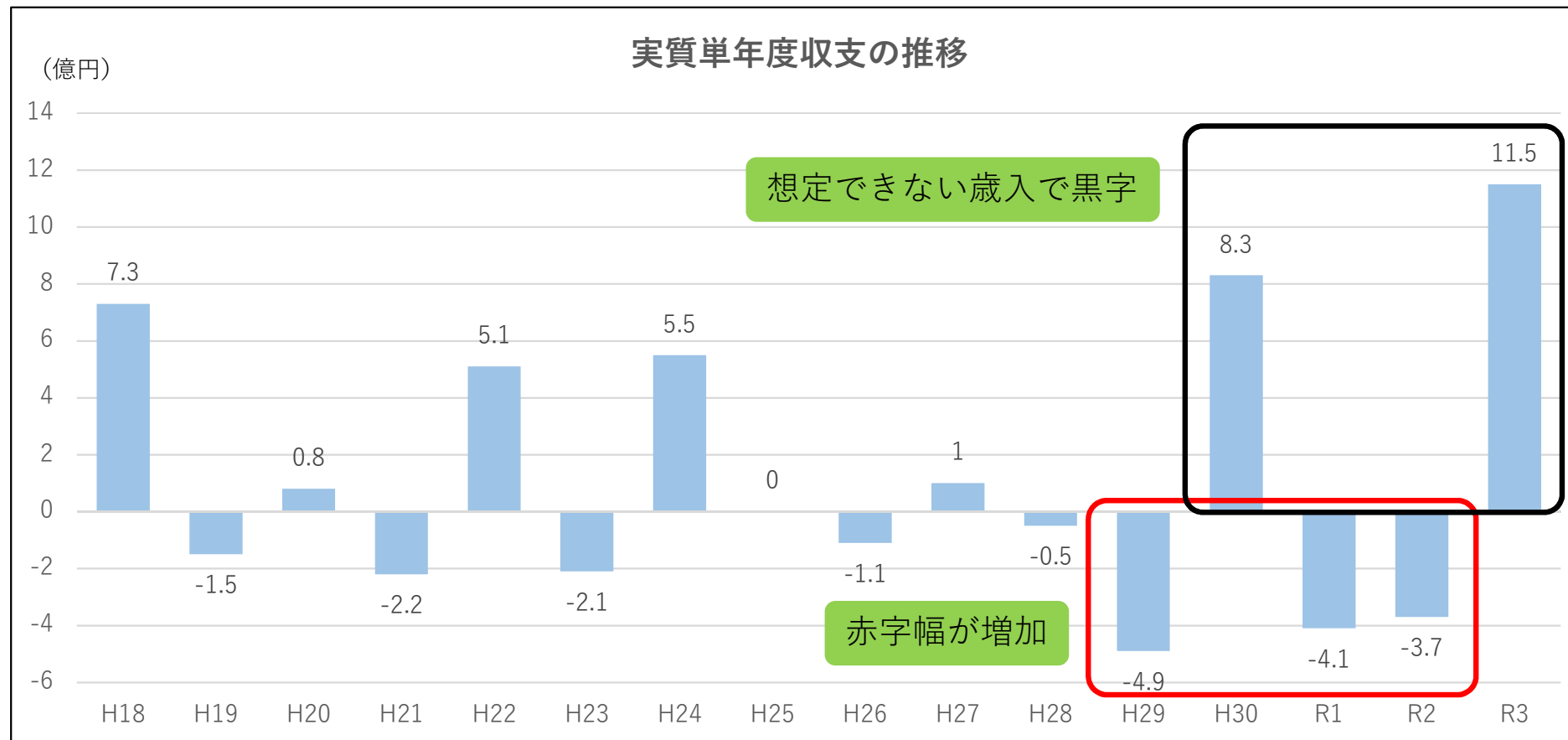


- 公債費が増加し始めたH29以降、特定目的基金を含めた当初予算での多額の取崩しが常態化し、基金残高が減少傾向
- 財政調整基金は、大型事業が本格化し始めたH26ごろから取崩しが常態化。R3に外的要因や想定できない増収等によって大幅に回復したものの、R4は当初予算と補正予算（第1号）と合わせて過去最大の約16億円を取崩し。
- R2に合併特例債を活用し、まちづくり振興基金（18億円）を創設。R3に普通交付税の追加交付により減債基金を創設。

(5) 実質単年度収支の推移

<実質単年度収支>

歳入歳出差引額から、翌年度に繰り越すべき財源や前年度の影響額、基金からの取崩し額や積立て額等の赤字・黒字要素を取り除いた、1年度間の実質的な収支

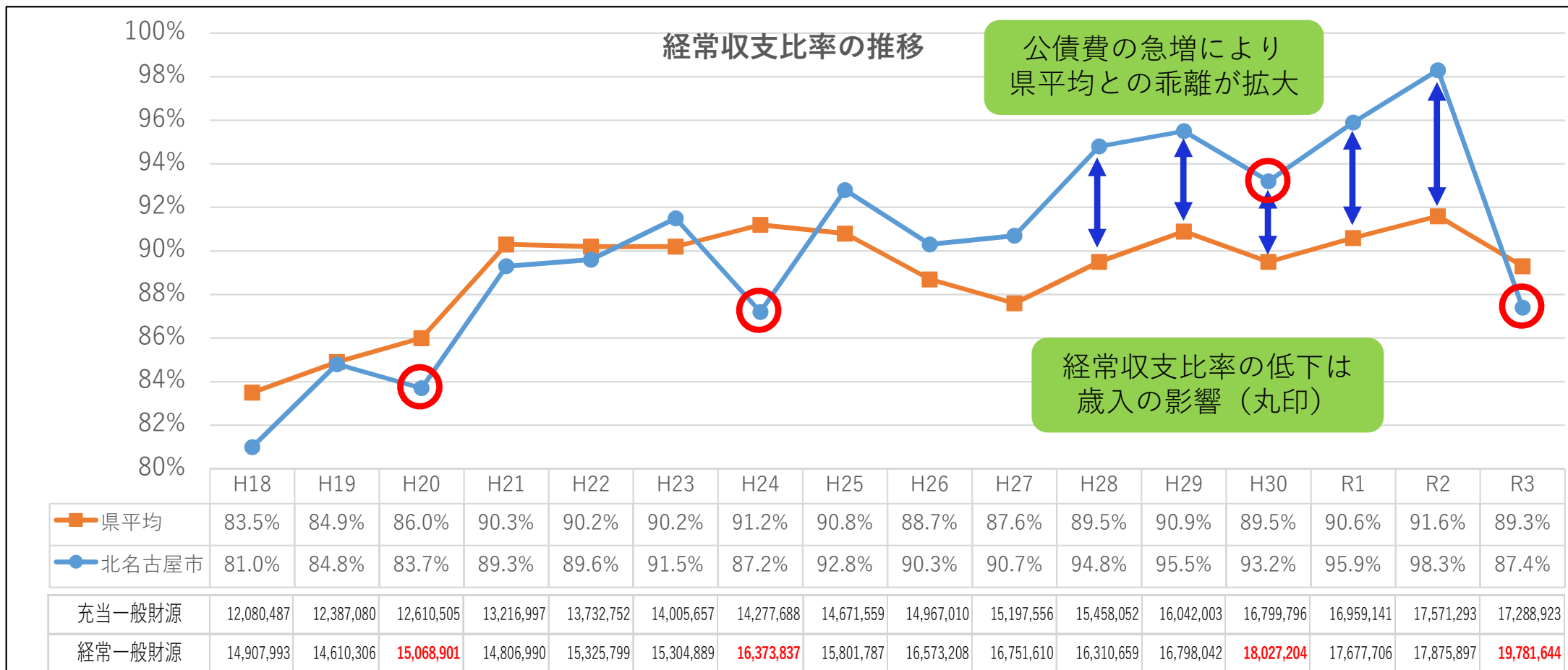


- H29及びR1、R2は、公債費や市単独の扶助費・補助費等の歳出により赤字幅が増加
- H30及びR3は、法人税の増収や普通交付税の増額等、想定できない歳入により大幅な黒字
- 歳出超過の財政構造のままでは実質単年度収支が赤字を続け、基金が減少する懸念

(6) 経常収支比率の推移

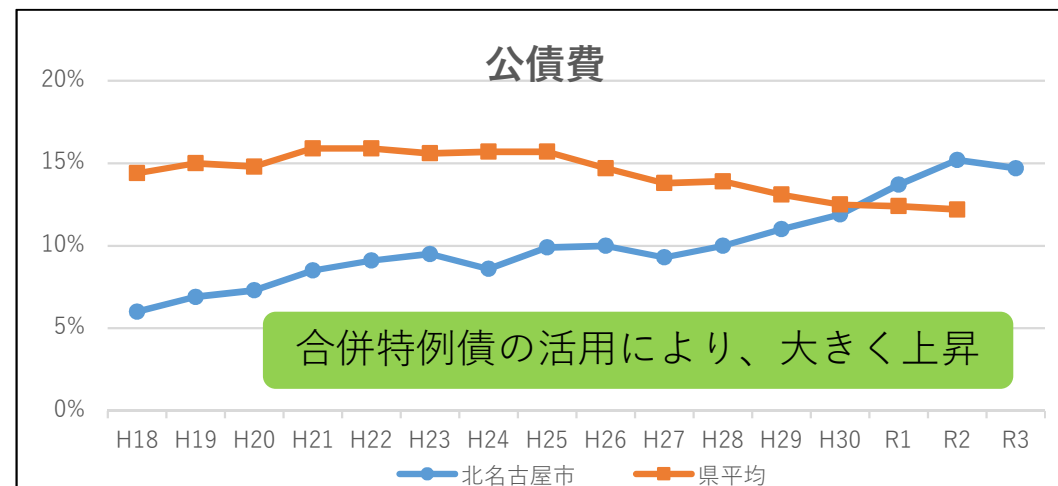
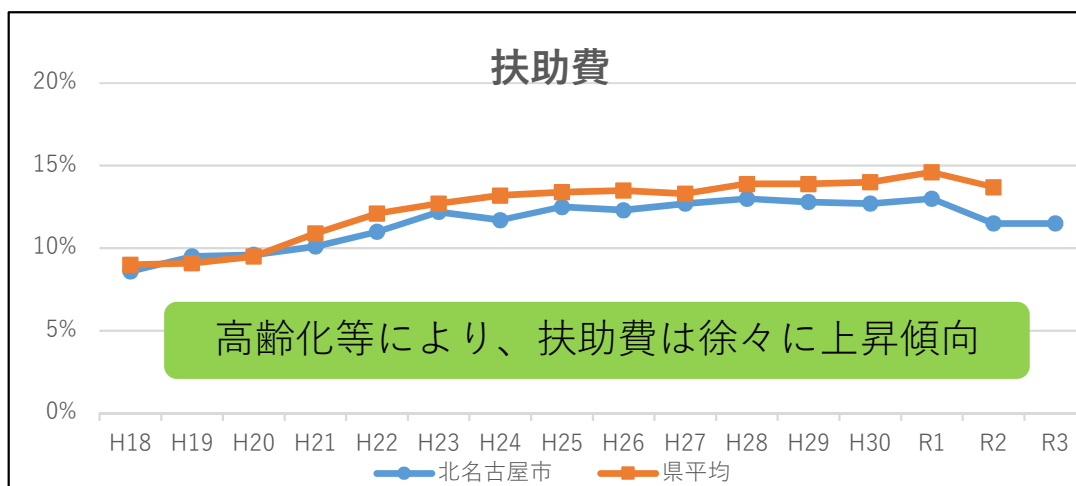
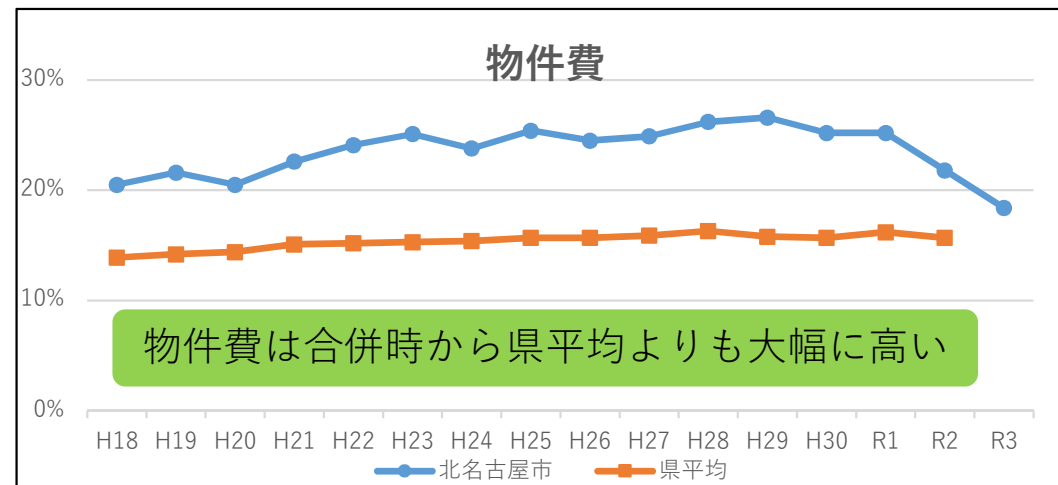
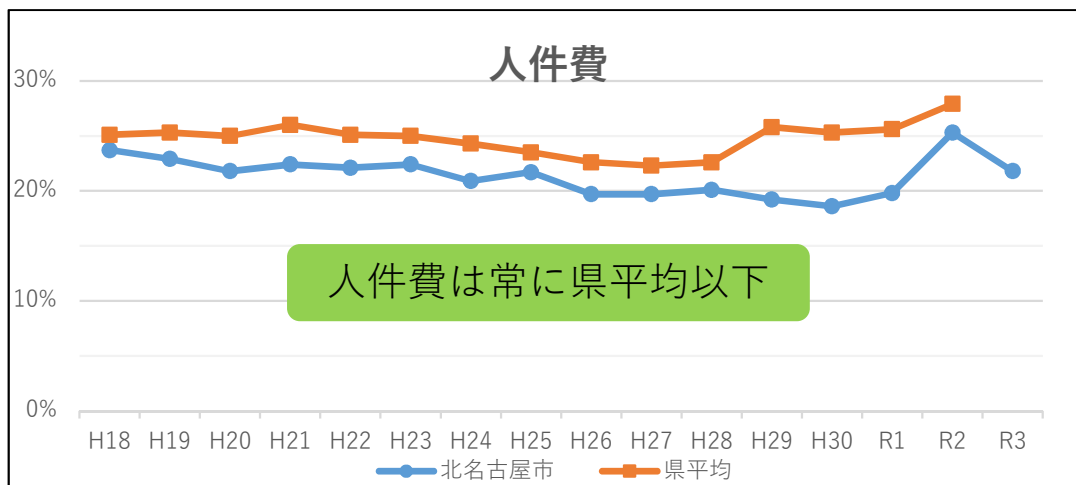
< 経常収支比率 >

地方税、地方交付税などの経常的な一般財源が、どの程度経常的な経費に充てられているかを示す指数で、指数が高いほど財政構造の硬直化を示す。



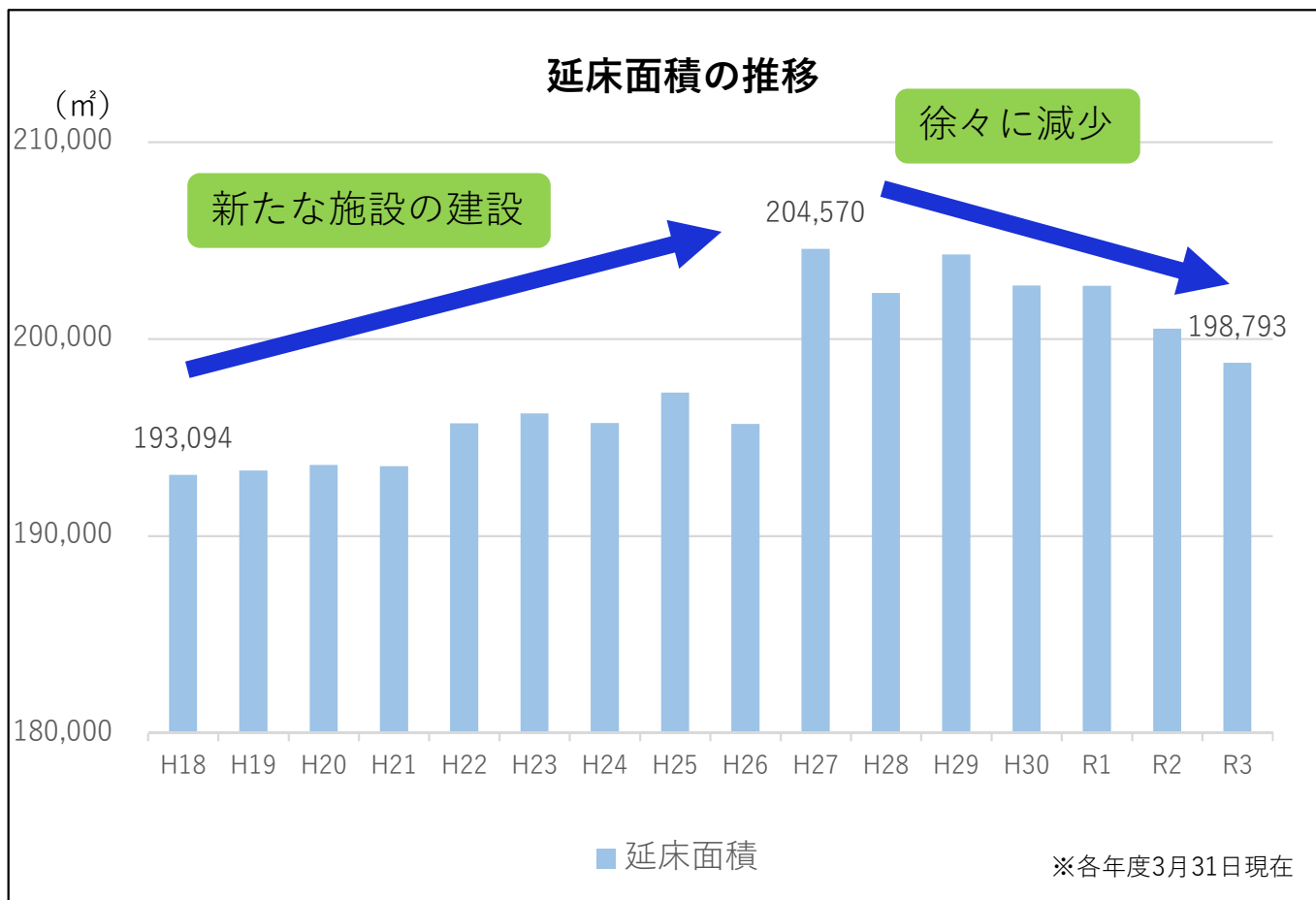
- 扶助費の増加に伴い、充当一般財源が伸び続ける中、H25～27にかけて合併特例債を短期間で急激に活用したことで、公債費が増加し、H28以降、県平均を大幅に上回る。
- 経常収支比率の低下は、想定できない歳入による経常一般財源の増加に起因。R3の急低下は、普通交付税の増額や追加交付等、特例的な歳入による一時的な影響

(7) 経常収支比率の推移(内訳)



- 人件費は定員の適正化により恒常的に県平均を下回り、扶助費は徐々に上昇傾向
- 物件費の比率が合併以来一貫して県平均よりも大幅に高い。
- 公債費の比率が合併特例債の急激な活用により近年大きく上昇し、県平均を上回る。

(1) 延床面積の推移



< 主な増加施設 >

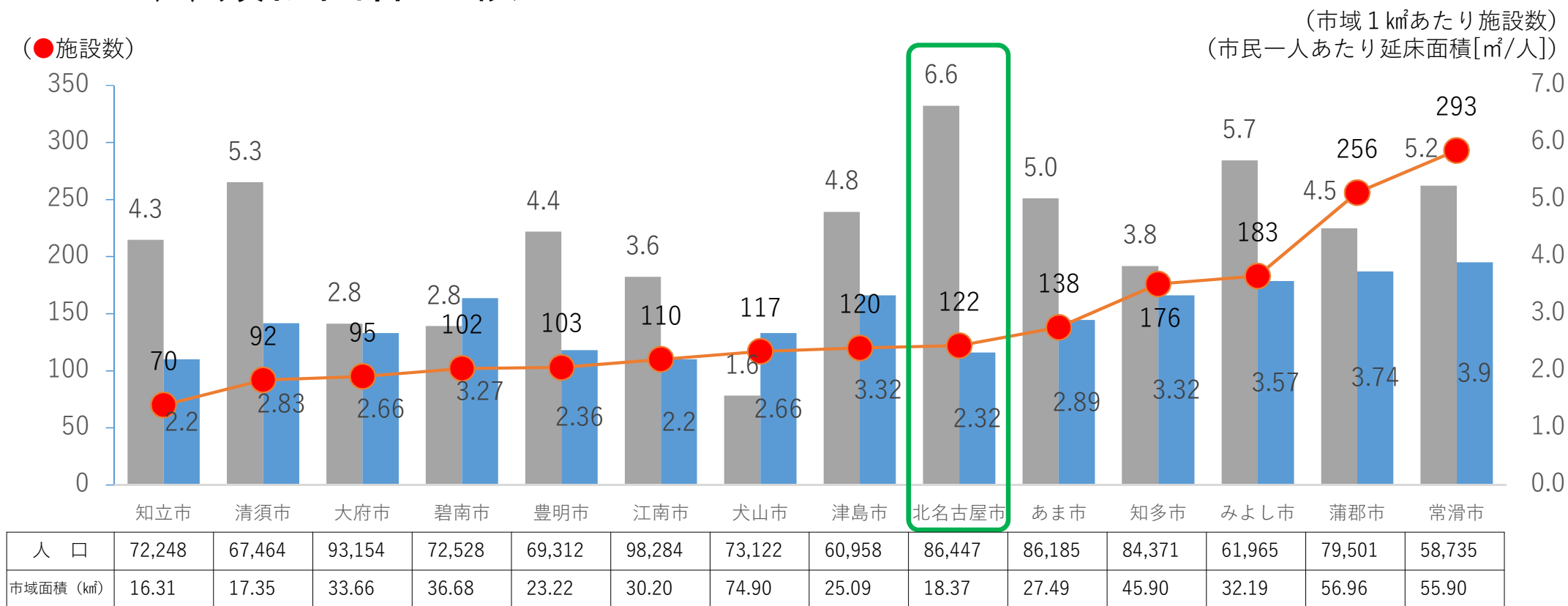
施設名	延床面積 (㎡)	建築年度
給食センター	4,658	H27
西庁舎増築	3,318	H27
児童センターきらり	883	H28
九之坪保育園	1,797	H29
児童クラブ (師勝南、師勝西、栗島、師勝北、 五条、師勝東)	2,109	H21～29

< 主な減少施設 >

施設名	延床面積 (㎡)	解体年度
東・西給食センター	2,536	H27
西庁舎分館	1,855	H26
市民プール	1,742	H30
熊之庄保育園	778	R3
あけぼのふれあい会館	748	R3

- 合併特例債を活用して児童クラブや児童センターきらり等を建設してH27に最大となり、老朽化に伴い市民プールや保育園等を廃止し、徐々に減少するも、合併時より増加
- 給食センターや西庁舎は、統廃合や増築（建替え）に伴い、床面積が増加
- 鹿田南保育園や薬師寺保育園等、老朽化により廃止したものの、他目的での利用等により解体に至らず、床面積の減少につながらない施設も存在

(2) 類似団体比較

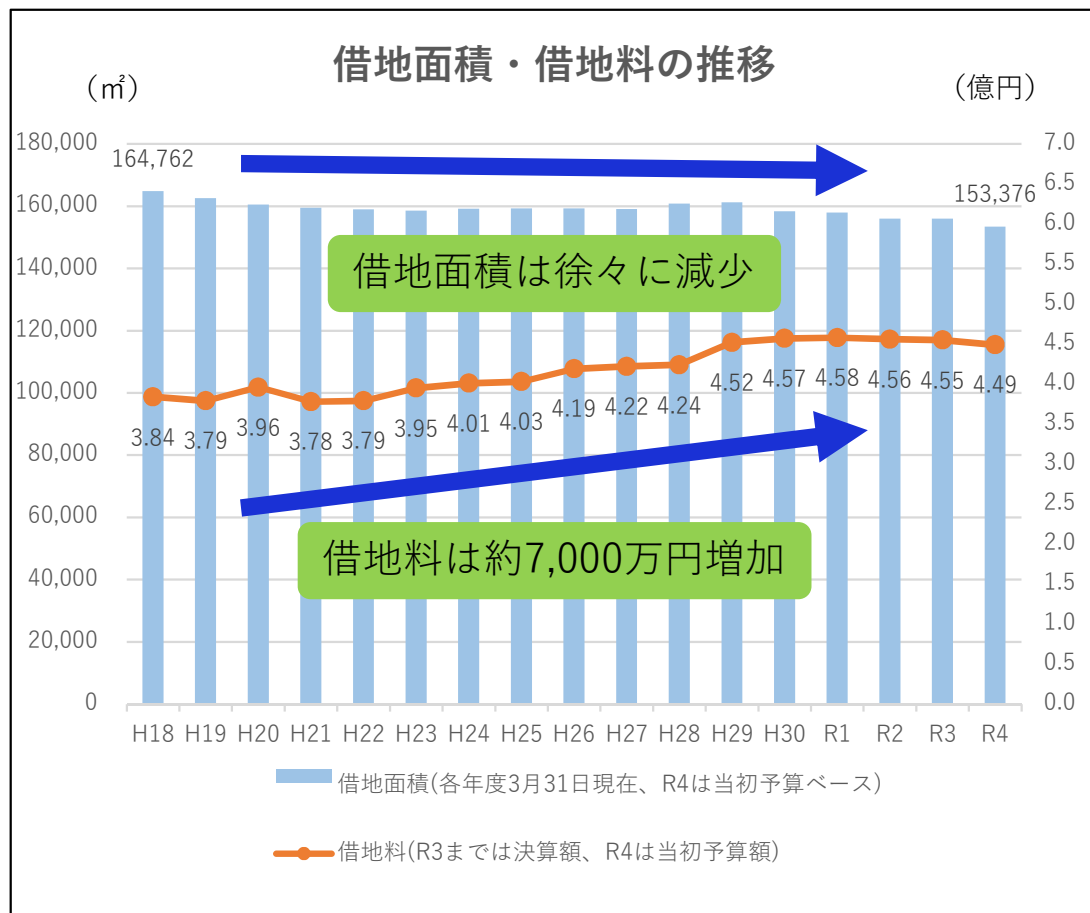


【出展】施設数：各市町村の公共施設等総合管理計画、延床面積：令和2年度市町村公共施設状況調査、
人口：令和2年度国勢調査人口、市域面積：令和3年7月1日現在

■市域面積1km²あたりの施設数 ■市民一人あたり延床面積 ●施設数

- 県内の類似団体との比較では、施設数としては中位
- 市域面積1km²あたりの施設数は最も多く、身近な場所に公共施設が存在
- 市民一人当たりの延床面積は、やや低位であることから、狭い市域に小規模な公共施設が密集している状態

(3) 借地面積・借地料の推移と主な借地の公共施設



<主な借地の公共施設>

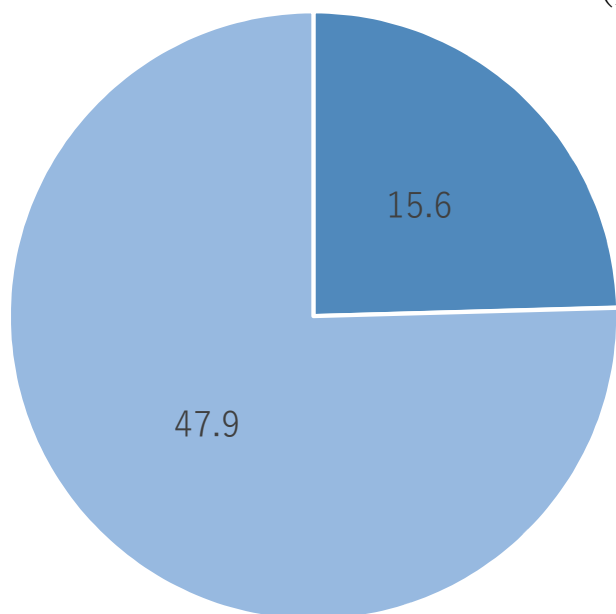
施設	面積 (㎡)	借地料 (千円) ※R3決算額
中学校(西春中、師勝中)	24,892	77,407
小学校(西春小、師勝小)	20,171	62,781
健康ドーム	12,374	33,274
文化勤労会館	10,368	28,149
東庁舎(分館含む)	7,467	23,116
総合体育館	4,716	14,610
ジャンボプール	4,356	12,075

- 借地面積は合併時から大きく、公共施設の廃止に伴う借地の解消や借地の買取りにより、徐々に減少はしている。
- 借地料はH23に借地料の統一性を図るための算定基準を策定し、経過措置期間を経てH29から4.5億円前後の水準で推移。合併時から約7,000万円上昇。

(4) 公共施設に占める借地面積と維持管理費に占める借地料

公共施設敷地面積の内訳

(万㎡)

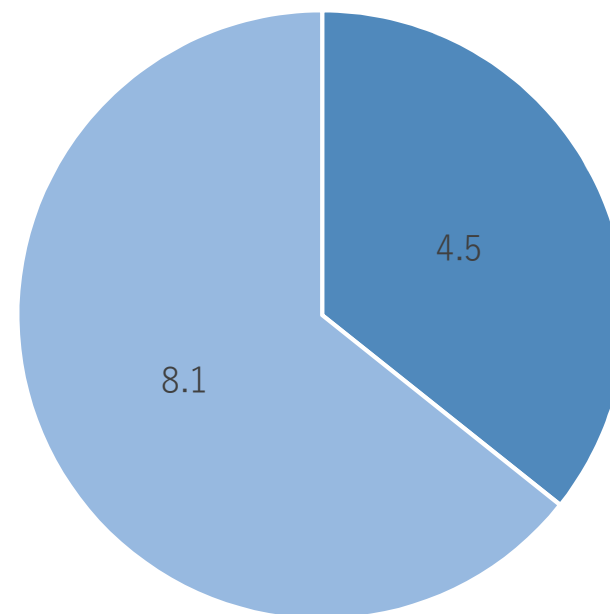


※R4.3.31現在

■ 借地面積 ■ 市有地面積

公共施設維持管理費の内訳

(億円)



※R3決算額

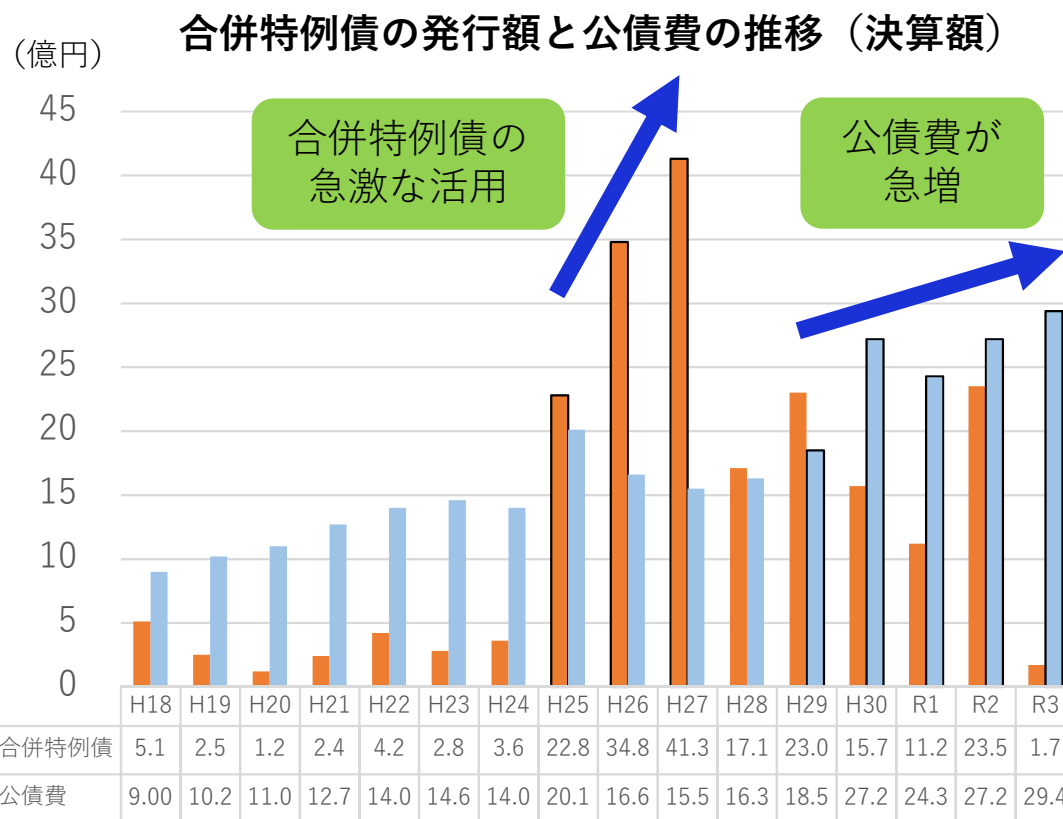
■ 借地料 ■ その他

- 公共施設の敷地面積のうち、借地面積は約 1 / 4
- 公共施設の維持管理費は恒常的に年間約12～13億円程度要しており、借地料がその約1/3
- 過去に、購入ではなく借地に対応した経緯や、借地の大半が大型の公共施設であること等を踏まえると、一方的、短期的に借地料を大幅に削減することは容易ではない

(1)合併特例債の発行額と公債費の推移

<合併特例債>

合併市町村が行う市町村建設計画に基づく事業を対象とする特例的な地方債で、後年度に元利償還金の70%が交付税算入される。



合併特例債活用可能期間10年+延長5年

<合併特例債の主な活用方法>

区分	主な事業	発行額（千円）
庁舎等	東西庁舎（耐震） 西庁舎（増築）	2,346,000
幼児・児童施設	児童センターきらり	1,113,100
保育園	九之坪保育園	1,142,200
公園施設	鹿田第1公園	602,600
道路橋りょう・河川	雨水貯留施設	4,593,200
学校教育施設	給食センター、 小中学校空調	7,188,700
スポーツ施設	総合運動広場	2,504,400
その他	-	104,900
合計		19,595,100

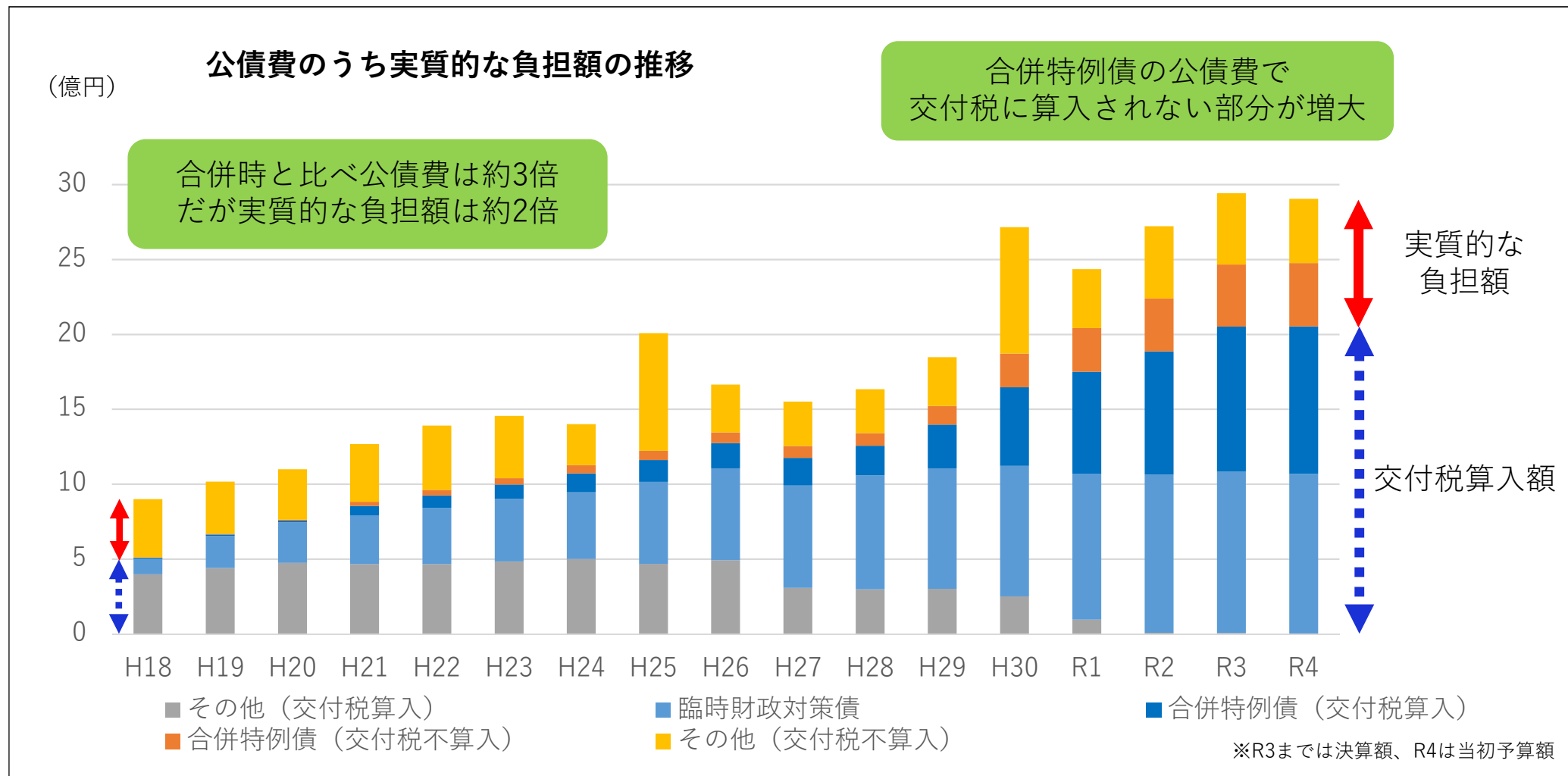
区分	発行額（千円）
まちづくり振興基金	1,710,000

- H25～27にかけて、合併特例債を短期間で急激に活用したことにより、その償還が開始されたH29以降、公債費が急増。

(2)公債費のうち実質的な負担額の推移

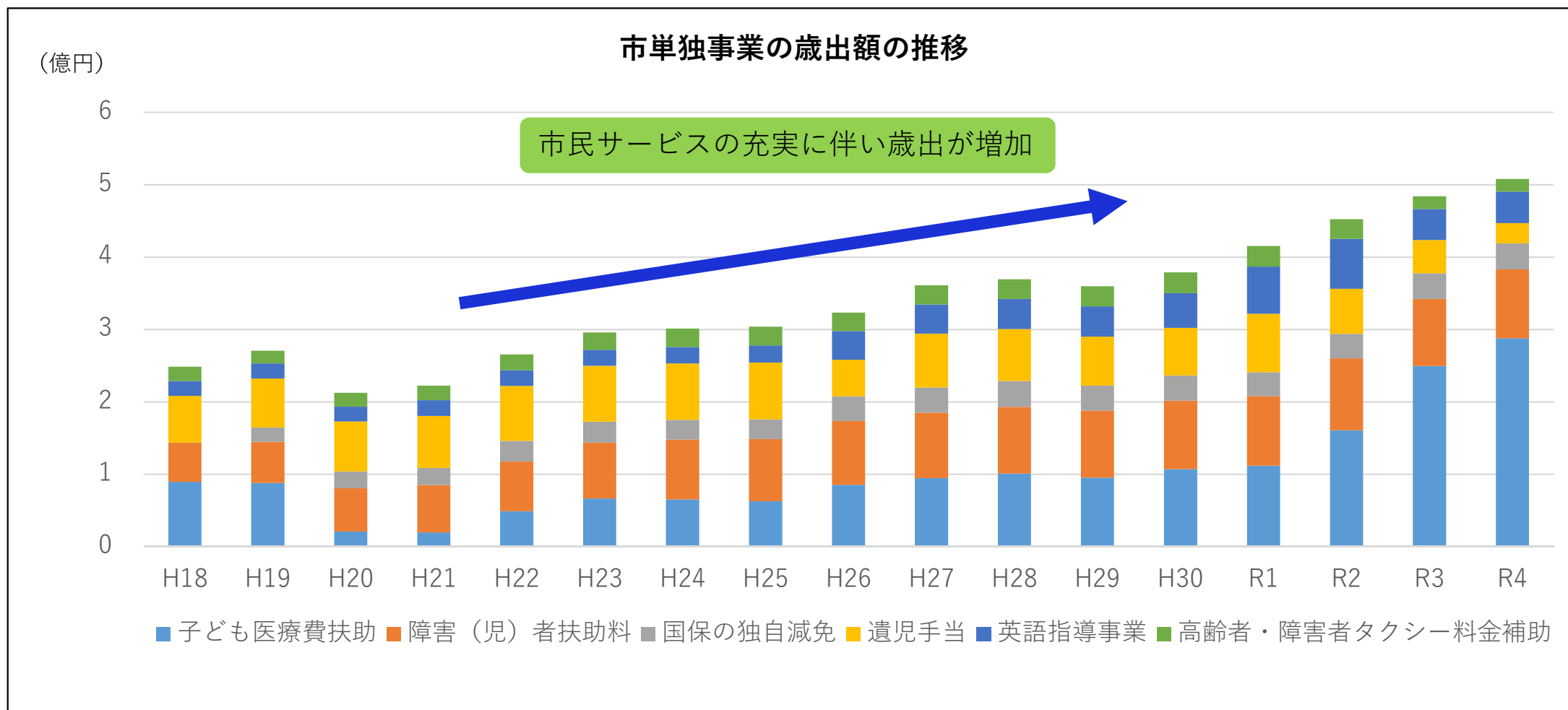
<臨時財政対策債>

地方一般財源の不足に対処するため、地方交付税の振替措置として発行される特例的な地方債で、後年度に元利償還金の100%が交付税算入される。



- 公債費は合併時と比べ約3倍になっているが、臨時財政対策債をはじめ交付税に算入される額が増えていることから、実質的な負担額は約2倍。ただし、約5億円増で財政負担は大きい。
- 近年は実質的負担額のうち、合併特例債の公債費で交付税に算入されない3割部分の影響が大きい。

(1) 主な市単独事業の歳出額の推移



※R3までは決算額、R4は当初予算額

- 合併時に市民サービスは高い方に統一し、以来、充実を図ってきたことで歳出額は増大
- 市単独事業は全額一般財源で実施していることから、経常収支比率上昇の大きな要因
- 特に、近年の子ども医療費無料化の影響は大きい

- 経常収支比率に占める物件費の割合が高い大きな要因は、**公共施設の総量縮減が進んでいない**ことによる、**借地料を含む多額の維持管理費**であるが、小中学校を始めとして、市の主要な施設が借地であるため、**一方的、短期的に借地料を大幅に削減することは容易ではない**
- 平成25年度以降、**合併特例債を急激に活用**したため、近年、**公債費が増加し、当面は高止まり**する見込み。結果、経常収支比率に占める公債費の割合が大きく上昇
- 合併時に**サービスは高い方、市民の負担は低い方に統一**してスタート。**扶助費の増加傾向**が続く一方で、**公共施設の統廃合や更新は十分に進まず**。平成25年度以降、**合併特例債の急激な活用**により公共施設やインフラの整備を進めつつ、一般財源で**市単独事業の充実を図ったこと**から、**幾重にも財政負担がのしかかる状況**

(1) 行財政改革の必要性

- 扶助費に加え、物件費と公債費に起因して、**財政の硬直化が進み、経常収支比率が上昇。慢性的に財政調整基金に依存する財政構造**となっている。
- このような財政構造の下では、今後必要性が増大する**公共施設・インフラの老朽化対策への対応（※）が十分できず、さらには、時代のニーズに応じた新たな政策展開の余地が限られる。**

※市の公共施設全体に係る今後40年間の維持・管理コストは総額849億円、年平均21億円と試算（北名古屋市公共施設等総合管理計画より）

- 加えて、**財政調整基金への過度な依存**は、基金の本来目的である**大規模災害への対応をも困難**にする。
- ⇒ こうした現状を打開し、少子高齢化や人口減少など、**変化する社会環境や市民ニーズに対応しながら安定的に市民サービスを提供しつつ、**
「第2次北名古屋市総合計画第2次実施計画に係る重点プロジェクト」
（令和4年12月策定）を始めとする**新たな政策課題や大規模災害にも対応できる強固な行財政基盤を確立**するため、「**行財政改革実行プラン**」を策定する。

(2) 行財政改革の方向性

財政状況の検証結果及び北名古屋市行政改革推進委員会の答申（令和3年12月17日）を踏まえ、今後市が取り組む行財政改革の方向性を大きく3つに整理

持続可能な行政運営に向けた事務事業の見直しについて（答申）【抜粋】
[令和3年12月17日 北名古屋市行政改革推進委員会]

- 1 現状認識
5年後、10年後の北名古屋市を見据え、迅速かつ大胆な行財政改革に着手する必要
- 2 見直しの方向性・視点
 - (1) 公共施設の適正化
最優先に取り組むべき喫緊の課題であり、できるだけ早く議論を進めるとともに、利用者である市民の理解を得ながら、計画的に取組を進める必要
 - (2) 補助金・扶助費
制度を取り巻く環境の変化に合わせた見直しを進める必要
 - (3) 行政サービスのあり方
行政サービスのあり方を多角的に検証し、経常経費の削減につながる見直しを進める必要
 - (4) 歳入確保
市が有するあらゆる資源を活用しながら、稼ぐ力を高める必要
- 3 推進体制
全体最適の視点から、組織横断的な体制を構築する必要
- 4 今後に向けて
 - (1) 市民への発信と共有
市民の理解や協力が不可欠。市が置かれた現状を市民と共有することが必要であり、丁寧な説明と積極的な情報発信に期待
 - (2) 市民が夢や希望を抱ける改革の推進
今後も居住地として選ばれるまちであり続けるために、市民、特に未来を担う子どもたちが夢や希望を抱けるまちづくりの継続を切望

方向性① 公共施設の適正化

- 恒常的に多額の維持管理費を要している現状に加えて、今後増大が見込まれる改修・更新費用も見据えると、**機能の類似する施設や、需要が変化している施設**については、**あり方の見直しが必要**。市民の理解を得ながら、統廃合等による総量縮減を推進し、**公共施設を維持するための財政負担**と、そこから提供される**サービスとのバランスの適正化**を図る。
- **借地料**については、一方的、短期的に大幅な削減を行うことは容易ではないものの、**公共施設によるサービスを提供するために必要な経費の中でも大きなウェイト**を占めていることを、強く認識すべきである。公共施設の適正化の取組については、**地権者の理解を得ながら、着実に進めていく必要**がある。

方向性② 市民サービスの見直し

- 合併以来、市民サービスの充実に取り組んできた結果、経常的な支出の割合が高まり、新たな政策展開を行う上で難しい局面を迎えている中、市民ニーズや取り巻く環境の変化を踏まえつつ、**持続可能性の観点から市民サービスのあり方を今一度検討**する。
- 直接的な市民サービスだけでなく、間接的な市民サービスの向上も目指して、職員の意識改革や組織体制の見直しに取り組むとともに、市民の利便性向上や事務の効率化に向けたD Xを積極的に推進するなど、**縮減のみではない総体的な市民サービスの充実**を目指す。

方向性③ 財政規律の確保

- 物件費の水準が高いところに、急激な公債費の増加が重なり、經常収支比率が悪化した現下の財政状況を真摯に受け止め、**中期的な見通しを立てながら、計画的な財政運営**を行う。
- 当面公債費が高止まりする状況を見据えて、公債費負担が今後の財政運営に与える影響を注視しつつ、基金残高の減少に対応するため、積立・運用のルール化を図るなど、財政規律の確保に努める。

(3) 優先改革項目

- 行財政改革の方向性に沿って、**市長任期の4年間で優先的に取り組む具体的な改革項目を「優先改革項目」として選定**
- 優先改革項目ごとに、**現状と課題、改革内容、工程、目標、効果額（※）を取りまとめて公表し、具体的な改革に着手**
 - ※「効果額」については、令和4年度から令和7年度までの間に、具体的な効果が見込め、かつ金額として算定ができるものは記載
（年額、原則として令和4年度予算ベース）
- **工程に即して、市民との対話集会等を通じて、市民や議会、関係者の皆様の理解を得ながら更に議論を深め、改革を着実に前進**
- 工程に基づく毎年度の進捗状況を公表することにより、**改革の「見える化」を推進**

(1) 公共施設の適正化

No.	項目	所管部課	ページ
1	ジャンボプールの使用料の改定と方向性の決定	教育部スポーツ課	23
2	児童遊園の総量縮減	建設部施設管理課	24
3	憩いの家の廃止等（さかえ荘・さくら荘・ふたば荘）	福祉部高齢福祉課	25
4	高齢者活動センターの方向性の決定（しあわせの家・ふれあいの家）	福祉部高齢福祉課	26
5	運動広場の総量縮減	教育部スポーツ課	27
6	ひまわり西園の移転後の跡地活用に関する方針の決定	福祉部児童課	28
7	高田寺学習等供用施設のあり方の検討	総務部総務課	29
8	将来的な庁舎統合に向けた調査・課題の整理	総務部総務課	30

（注）項目の順番は、改革の着手時期・具体性・市民への影響度を勘案して整理しています。（(2)及び(3)も同様）

(1) 公共施設の適正化

項目	1	ジャンボプールの使用料の改定と方向性の決定			所管部課	教育部スポーツ課			
現状と課題		○ 公立プールは、施設の老朽化、レジャーの多様化や民間フィットネスクラブの増加等を背景として、全国的に減少傾向にある。 (2000年度 4,667箇所→2010年度 4,006箇所→2020年度 3,426箇所 総務省「地方財政白書」より) ○ ジャンボプールは築30年が経過する中、平成29年度に約1億5千万円をかけてプール槽等の大規模修繕を実施したものの、今後も各種設備等の更新需要の増大が見込まれる。 ○ 平成元年の供用開始以来、使用料（プール利用料金）を据え置いている。（小中学生100円、その他300円）			延床面積／建築年		1,516.42㎡／1989年（築33年）		
					借地面積／借地料 (R3決算)		4355.99㎡／12,074千円		
					年度		H29	H30	R1
					利用者数（人）	年間	34,355	39,510	36,890
						日平均	715	806	737
使用料収入（千円）		4,656	5,479	5,256					
令和4年度関連予算額		39,330千円（プール管理費）			※R2及びR3はコロナ感染拡大防止のため休止				
改革内容		○ 老朽化の進行による維持管理費の増加に対応するため、受益者負担の適正化の観点から、使用料の改定を検討する。 ○ 並行して、今後のジャンボプールのあり方について、利用者数や利用者層、利用実態等を見極めながら、方向性を決定する。							
工 程	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
	内容	○使用料改定の検討	○使用料改定 (令和5年度利用から適用) ○利用者数、利用者層、 利用実態等の把握	↓ 今後のあり方に関する方向性の決定					
目 標	今後のあり方に関する方向性の決定			効果額	－				

(1) 公共施設の適正化

項目	2	児童遊園の総量縮減			所管部課	建設部施設管理課		
現状と課題		○ 児童に健全な遊び場を与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするため、市内に88園の児童遊園を設置している。 ○ 88園中58園が設置後40年を経過しており、遊具等の老朽化が進む中、その更新費用を含めた維持管理費用を適切に確保していく必要がある。 ○ 借地料を支払って運営している児童遊園が88園中25園あるため、維持管理費の約6割が借地料となっている。			経過年数別箇所数	10年未満	3	
						10～19年	4	
						20～29年	11	
30～39年	12							
40年以上	58							
		令和4年度関連予算額	66,572千円（児童遊園管理費）		借地面積／借地料 （R3決算）	13,796.35㎡／40,248千円 （児童遊園全体）		
改革内容		○ 遊具等の老朽化が進む中、引き続き安全・安心に利用できる児童遊園を維持していくため、将来に渡る維持管理費用の適切な確保の観点から、総量縮減に向けた「児童遊園適正配置計画（仮称）」を策定する。 ○ 計画の策定にあたっては、各園の利用実態や立地状況等の調査・分析、今後の維持管理費用・遊具等の更新費用の推計等に基づき、各園の今後の方向性を整理した上で、関係者との調整を行う。						
工 程	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
	内容		○計画の策定に向けた調査・分析等と関係者との調整	○児童遊園適正配置計画（仮称）の策定	○計画に基づく適正化策の実行（令和7年度以降）			
目 標	児童遊園適正配置計画（仮称）の策定			効果額	－			

(1) 公共施設の適正化

項目	3	憩いの家の廃止等（さかえ荘・さくら荘・ふたば荘）			所管部課	福祉部高齢福祉課			
現状と課題	○ 高齢者に対し、教養の向上、レクリエーション、趣味活動及び能力活用のための場を与えるとともに健康の相談指導による心身の健康増進を図るため、3つの憩いの家を設置している。 （「憩いの家とくしげ」は、老朽化により令和3年8月末に廃止） ○ さかえ荘は築30年、さくら荘、ふたば荘は築40年を超える中、3施設とも主要な機能であった浴室を設備の老朽化により廃止している。				延床面積／建築年		583.81㎡／1985年（築37年）		
							589.86㎡／1977年（築45年）		
							555.72㎡／1978年（築44年）		
					借地面積／借地料 （R3決算）		1,969㎡／6,238千円		
					利用者数（人）	年度	R1	R2	R3
						年間	18,991	6,476	6,633
							13,010	5,898	6,377
						日平均	9,415	1,736	1,968
							89	36	35
							90	33	33
					45	10	10		
				※三段書きの上段はさかえ荘、中段はさくら荘、下段はふたば荘					
令和4年度関連予算額		29,543千円（高齢者福祉施設管理費）							
改革内容	○ ふたば荘については、立地上の問題もあり、他の2施設と比較して利用者数が著しく少ないため、利用者の理解を得ながら、令和7年度末までに廃止する。 ○ さかえ荘、さくら荘については、一定の利用者があり、高齢者福祉施設としての意義・役割も依然として大きいことから、当面は存続するが、老朽化への対応は避けられないため、利用実態を注視しながら、今後の施設のあり方を検討していく。								
工 程	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
	内容	○ふたば荘の利用者に対する説明・周知等 ○さかえ荘・さくら荘の利用実態の把握と施設のあり方検討				○ふたば荘の廃止			
目 標	ふたば荘の廃止とその他の施設のあり方の決定			効果額	（ふたば荘を廃止した場合） 4,196千円				

(1) 公共施設の適正化

項目	4	高齢者活動センターの方向性の決定（しあわせの家・ふれあいの家）				所管部課	福祉部高齢福祉課				
現状と課題		○ 高齢者に就業の機会を提供するとともに、健康の増進と地域住民及び高齢者相互の交流を図るため、2つの高齢者活動センターを設置している。 ○ 北名古屋市シルバー人材センターが指定管理者として施設を管理するとともに、事務所及び作業所として施設を使用している。 ○ 両施設とも築30年を超える中、センターの会員数は減少傾向が続いている。（H23 834人、H28 702人、R3 687人）				延床面積／建築年		832.04㎡／1988年（築34年） 604.46㎡／1990年（築32年）			
						借地面積／借地料 （R3決算）		1,667㎡／4,683千円 1,247㎡／3,936千円			
						利用者数（人）	年度	R1	R2	R3	
							年間	3,150	380	800	
		日平均	10,244	3,707	4,354						
			14	2	3						
			36	16	14						
		令和4年度関連予算額		17,768千円（高齢者活動センター管理費）		※二段書きの上段はしあわせの家、下段はふれあいの家					
改革内容		○ 会員数の減少など、シルバー人材センターを取り巻く環境の変化を踏まえつつ、今後の施設のあり方について関係者との協議を進め、公共施設としての役割とセンターの活動拠点としての役割を整理し、方向性を決定する。									
工 程	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度						
	内容	○関係者との協議				○施設の今後の方向性の決定					
目 標	施設の今後の方向性の決定			効果額	—						

(1) 公共施設の適正化

項目	5	運動広場の総量縮減				所管部課	教育部スポーツ課
現状と課題	○ 市民の健康増進等を目的として、市内に10か所の運動広場を設置し、子どものボール遊びや高齢者のゲートボール場として利用されている。 ○ 10か所中7か所が旧西春町地区に配置されており、市域内の配置に偏りがある他、周辺の宅地化による場外飛球の危険性、夜間使用のマナー違反や、総合運動広場を始めとして市内に新たな運動施設が設置されるなど、運動広場を取り巻く状況に変化が生じている。					運動広場類似施設	新川東部浄化センターサッカー広場 親水運動広場 総合運動広場
						借地面積／借地料 (R3決算)	6,801.01㎡／19,035千円 (運動広場全体)
	令和4年度関連予算額		20,685千円（運動広場管理費）				
改革内容	○ 運動広場の利用実態や安全上の課題を踏まえて、学校施設など他の公共施設の有効活用により代替機能を確保しながら、運動広場の総量縮減を図る。						
工 程	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
	内容	○各運動広場の実態把握と代替機能の確保策の検討					
			↓ 代替機能の確保策が整った運動広場から、利用者・周辺住民・関係者等の理解を得た上で、順次廃止				
目 標	運動広場の一部廃止			効果額	－		

(1) 公共施設の適正化

項目	6	ひまわり西園の移転後の跡地利用に関する方針の決定				所管部課	福祉部児童課
現状と課題	○市ではひまわり園（能田、あさひ子どもふれあいセンター内）とひまわり西園（法成寺）の2か所の児童発達支援事業所を運営し、心身の発達に支援が必要な就学前の児童及び保護者に対して必要な療育指導等を行っている。 ○支援体制の充実と運営の効率化の観点から、2か所ある施設の統合の必要性を検討している。 ○ひまわり西園は施設の老朽化が著しいため、令和4年12月に旧九之坪保育園分園（九之坪辰巳）に移転することが決定している。 ○現在のひまわり西園については借地であるため、建物も含めて、移転後の跡地の利用について、早期に方針を決定する必要がある。					延床面積／建築年	1,185.69㎡／1970年（築52年）
						借地面積／借地料 （R3決算）	1,428.46㎡／3,942千円
						令和4年度関連予算額	
改革内容	○ひまわり園とひまわり西園の統合に向けた検討を進める中で、ひまわり西園の跡地利用の方針を決定する。						
工 程	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
	内容	○ひまわり園とひまわり西園の統合に向けた検討 ○ひまわり西園の跡地利用の検討					
目 標	ひまわり西園の跡地利用の早期決定			効果額	（現在のひまわり西園の借地を解消した場合） 3,943千円		

(1) 公共施設の適正化

項目	7	高田寺学習等供用施設のあり方の検討				所管部課	総務部総務課
現状と課題	○ 当初は、航空自衛隊小牧基地の騒音対策として、受験生などの学習環境を確保するために設けられた施設であったが、現在は学習施設としての利用はなく、主に自治会集会施設として利用されている。 ○ 自治会集会施設60施設のうち、市が建物を所有し、維持管理をしている施設は高田寺学習等供用施設と鹿田学習等供用施設の2施設のみであり、鹿田学習等供用施設については、地元自治会への施設の移管に向けた準備を進めている。					延床面積／建築年	363.68㎡／1976年（築44年）
						借地面積／借地料 (R3決算)	566.20㎡／1,617千円
	令和4年度関連予算額	3,502千円（施設管理費）					
改革内容	○ 利用実態を踏まえた今後の施設のあり方について、地元自治会始め関係者との協議を進める。 ○ 協議にあたっては、地元自治会への施設の移管を含め、建物の活用から解体まで幅広く検討する。						
工 程	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
	内容	○関係者との協議					
				↓ 施設のあり方について協議が整い次第、市として必要な作業に着手			
目 標	施設のあり方の早期決定			効果額	—		

(1) 公共施設の適正化

項目	8	将来的な庁舎統合に向けた調査・課題の整理			所管部課	総務部総務課
現状と課題	○ 市役所の西庁舎・東庁舎は、平成27年度から平成28年度にかけて、耐震改修工事を実施するとともに、西庁舎分館は建替え（増築）を実施したが、両庁舎とも数年後には築50年を迎えることから、今後も使用する上では、長寿命化改修の検討が必要となる。 ○ 一方で、市役所が2つに分かれる分庁方式は、コスト面や運営面で課題が多い。新庁舎の建設などにより、県内の合併市町村が本庁方式に移行する中で、分庁方式の市町村は本市のみとなっている。				延床面積／建築年	西庁舎本館 4,577.39㎡／1974年（築48年）
						西庁舎増築棟 3,318.06㎡／2015年（築7年）
						東庁舎本館 6,181.29㎡／1977年（築45年）
	令和4年度関連予算額	140,101千円（庁舎管理費）			借地面積／借地料 (R3決算)	西庁舎関連 3,064.95㎡／10,101千円
						東庁舎関連 7,467.01㎡／23,116千円
改革内容	○ 両庁舎の老朽化や、分庁方式によるコスト面や運営面での課題に対応するため、将来的な庁舎統合に向けた検討に着手する。 ○ 庁舎統合に向けては、建設場所や建設規模、建設費用の負担等、検討や調整を要する項目が多岐に渡ることから、長期的な視点に立って、計画的に検討を進めるため、検討体制を構築する。 ○ 当面は、他団体の事例や建設手法等に関する調査等を通じて、課題や論点の整理を行い、市民や関係者との議論を開始できる足がかりを築く。					
工 程	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
	内容		○検討体制の構築 ○他団体の事例や建設手法等に関する調査等を通じた課題・論点の整理	必要に応じて、検討体制の充実や調査結果等の公表		
目 標	市民や関係者との議論を開始するための課題や論点の整理完了			効果額	－	

(2) 市民サービスの見直し

No.	項目	所管部課	ページ
1	健康サポートジムの廃止と新たな運動機会の提供	市民健康部健康課	32
2	高齢者インフルエンザワクチン接種に係る自己負担額の引上げ	市民健康部健康課	33
3	鹿田北保育園の方向性の決定	福祉部児童課	34
4	児童クラブと放課後子ども教室の所管課の一元化と運営の一括委託	福祉部児童課 教育部生涯学習課	35
5	ごみ減量による処理費用の抑制	防災環境部環境課	36
6	組織体制の見直しと東西庁舎の配置替え	総務部総務課	37
7	都市計画税率の引上げの検討	建設部都市整備課 建設部下水道課	38
8	市役所のDX推進	総務部企画情報課	39
9	働き方改革の推進	総務部人事秘書課	40

(2) 市民サービスの見直し

項目	1	健康サポートジムの廃止と新たな運動機会の提供			所管部課	市民健康部健康課																						
現状と課題	○健康ドーム内にある健康サポートジムについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月から休止しているが、リース期間中の一部の機器・システムについては、賃貸料の支払いが継続している。 ○休止前から、ジムの利用はリピーターが多く、利用者の固定化が進む一方、疾病管理を担う専門的職種である保健師・運動指導士等の常駐による人件費等の財政負担など、運営面で課題があった。 ○健康ドームの開館後、市内に複数の民間スポーツジムが進出しているほか、令和4年8月には北名古屋衛生組合の温水プールが開設している。				<table><tr><td>年度</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R1</td></tr><tr><td>延べ利用者数（人）</td><td>35,829</td><td>37,367</td><td>33,971</td></tr><tr><td>定期券（パス）延べ利用回数（回）</td><td>23,458</td><td>25,351</td><td>24,036</td></tr><tr><td>元気測定受検者数（人）【注】</td><td>1,647</td><td>1,539</td><td>1,232</td></tr><tr><td>健康サポートジム運営費（千円）</td><td>41,795</td><td>41,498</td><td>44,959</td></tr></table>				年度	H29	H30	R1	延べ利用者数（人）	35,829	37,367	33,971	定期券（パス）延べ利用回数（回）	23,458	25,351	24,036	元気測定受検者数（人）【注】	1,647	1,539	1,232	健康サポートジム運営費（千円）	41,795	41,498	44,959
					年度	H29	H30	R1																				
					延べ利用者数（人）	35,829	37,367	33,971																				
定期券（パス）延べ利用回数（回）	23,458	25,351	24,036																									
元気測定受検者数（人）【注】	1,647	1,539	1,232																									
健康サポートジム運営費（千円）	41,795	41,498	44,959																									
【注】ジムの利用には元気測定の受検が必要であるため、ジムの実利用者数とほぼ同値																												
令和4年度関連予算額		6,818千円（健康サポートジム管理費）																										
改革内容	○費用対効果の点や、健康ドーム開館当時と比べて市民の運動環境の充実が図られていることから、令和4年度中に健康サポートジムを廃止する。 ○廃止後のスペースを活用し、運動習慣のない方を対象として運動のきっかけを提供するため、令和5年度から新たな保健事業を実施する。																											
工 程	年度	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度																				
	内容	○健康サポートジムの廃止		○健康サポートジムの機器撤去及び改修工事 ○新たな保健事業の実施																								
目 標	市民ニーズに沿った新たな保健事業の実施			効果額		（健康サポートジム運営費の減少） 41,500千円																						

(2) 市民サービスの見直し

項目	2	高齢者インフルエンザワクチン予防接種に係る自己負担額の引上げ			所管部課	市民健康部健康課			
現状と課題	○ 65歳以上の市内高齢者に対し、接種費用の一部を助成（1人1回1,000円の自己負担）し、インフルエンザの予防接種事業を実施している。（清須市・北名古屋市・豊山町の2市1町で西名古屋医師会に業務委託） ○ 平成13年度の制度開始時から自己負担額の見直しを行っておらず、高齢化の進展に伴う対象者の増加から、事業費が増加している。				年度	R1	R2	R3	
					対象者数（人）	20,682	20,738	20,697	
					接種者数（人）	10,516	13,526	11,670	
				接種率（％）	50.8	65.2	56.4		
				市負担額（千円）	33,723	56,268	37,196		
改革内容	○ 対象者が増加する中で、制度を持続的に維持していくため、2市1町と調整の上、令和5年度から自己負担額を委託金額の約3割程度（1,000円→1,200円）に引き上げる。								
工 程	年度	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	内容	○2市1町との調整		○自己負担額の引上げ					
目 標	令和5年度からの自己負担額の引上げ			効果額		（自己負担額引上げに伴う市負担額の減少） 2,486千円			

(2) 市民サービスの見直し

項目	3	鹿田北保育園の方向性の決定				所管部課	福祉部児童課
現状と課題	○ 築50年を経過し老朽化が進む中、施設の修繕箇所も多く、通園する保護者からも大規模改修や建替えの要望がある。 ○ 移転による建替えを検討しているものの、地元自治会から施設の存続を望む声が多く、運営面も含めて、今後の施設の方向性が定まっていない。					延床面積／建築年	1,116.45㎡／1970年（築52年）
						敷地面積（※）	鹿田北保育園 3,346.67㎡ 旧鹿田南保育園 2,483.48㎡
	令和4年度関連予算額	9,095千円（鹿田北保育園管理費）					※いずれも市有地であり、第一種中高層住居専用地域内
改革内容	○ 現園舎の建替えに向けて、建設地（現地又は移転）及び建設・運営手法（直営又は民営化）を検討し、令和5年度までに方向性を決定する。 ○ 鹿田北保育園の方向性の決定に併せて、民営化（認定北なごや中部こども園）により令和3年度末をもって廃園した旧鹿田南保育園の跡地利用の方針についても決定する。						
工 程	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
	内容	○建設地及び建設・運営手法の検討	○方向性の決定 ○旧鹿田南保育園の跡地利用方針の決定	</			

(2) 市民サービスの見直し

項目	4	児童クラブと放課後子ども教室の所管課の一元化と運営の一括委託			所管部課	福祉部児童課 教育部生涯学習課														
現状と課題	○ 本市では、各小学校区に児童クラブを設置し、放課後子ども教室と連携して一体的な運営を図ることにより、放課後の児童に安全・安心な居場所と活動の機会を提供している。 ○ 一体的に運営しているものの、児童課が児童クラブ、生涯学習課が放課後子ども教室を所管し、それぞれが運営を民間へ委託しているため、縦割り行政により非効率が生じている。 ○ 放課後子ども教室の運営においては、委託先の人員やパソコン等の機材の確保が課題となっている。				<table><tr><th>年度</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th></tr><tr><td>児童クラブ登録者数（人）</td><td>1,222</td><td>1,309</td><td>1,128</td></tr><tr><td>放課後子ども教室登録者数（人）</td><td>526</td><td>551</td><td>522</td></tr></table>				年度	R1	R2	R3	児童クラブ登録者数（人）	1,222	1,309	1,128	放課後子ども教室登録者数（人）	526	551	522
	年度	R1	R2	R3																
児童クラブ登録者数（人）	1,222	1,309	1,128																	
放課後子ども教室登録者数（人）	526	551	522																	
令和4年度関連予算額		178,841千円（児童クラブ運営業務委託費） 59,191千円（放課後子ども教室事業費）			※登録者数は各年度4月1日現在															
改革内容	○ 児童・保護者の満足度や利便性をより高めるため、所管課を一元化し、児童クラブと放課後子ども教室の運営を一括して委託する。																			
工 程	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度															
	内容	○所管課の一元化と運営の 一括委託に向けた検討・ 調整	→		○所管課の一元化と運営の 一括委託	→														
目 標	所管課の一元化と運営の一括委託			効果額	（一括委託による委託料の減少） 4,070千円															

(2) 市民サービスの見直し

項目	5	ごみ減量による処理費用の抑制				所管部課	防災環境部環境課			
現状と課題	○ 家庭系ごみ（可燃・不燃・粗大）の処理費用は年間で約3億円超となっており、その全額を市が負担している中、ごみ処理費用の抑制の観点からごみ減量の取組が求められる。 ○ ごみ減量に向けて、市では「ごみ組成調査」、「ダンボールコンポスト」、「フードドライブ」など様々な取組を進め、広報紙等でごみ排出抑制及びリサイクル、分別等の徹底について啓発に努める中、令和3年度の市民1人1日当たりのごみ排出量は大幅に減少したものの、目標数値をわずかに達成できていない状況である。				年度		R1	R2	R3	
			家庭系ごみ処理費用（千円）		338,421	339,237	330,168			
			市民1人1日当たりのごみ排出量（g）	目標値	531	526	521			
		令和4年度関連予算額	339,120千円（家庭系ごみのごみ処理委託費）			実績値	536	539	525	
改革内容	○ 年度ごとに市民1人1日当たりのごみ排出量の目標数値を定め、その達成に向けて、引き続き、減量施策や啓発に努める。 ○ 令和6年度の目標数値が達成できなかった場合、北名古屋市廃棄物減量等推進審議会の意見を聴取しながら、ごみ排出抑制の有力な手段として、ごみ処理の有料化（処理費用の一部を市民からごみ処理手数料として徴収）を検討する。									
工 程	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
	内容	○年度ごとの目標数値設定 ○目標数値達成に向けた減量施策・啓発の推進								
						〔令和6年度の目標数値が達成できなかった場合〕 ○ごみ処理の有料化の検討				
目 標	ごみ排出量に関する年度ごとの目標数値の達成			効果額	（ごみ排出量の目標数値が達成できた場合のごみ処理委託費の減少） R4:4,840千円 R5:7,104千円 R6:10,504千円					

(2) 市民サービスの見直し

項目	6	組織体制の見直しと東西庁舎の配置替え			所管部課	総務部総務課			
現状と課題		○ 平成21年4月にグループ名から課名へと市民に分かりやすい組織名の見直しをして以来、現在の市長部局の6部体制を継続している。 ○ 令和4年1月から、税目別に東西庁舎それぞれに配置していた税務課及び東庁舎のみに配置していた収納課を西庁舎に集約配置し、税関連機能の集約化を図った。 ○ 福祉部及び建設部の課室が東西庁舎に分かれており、特に福祉部においては課横断的に相談対応等が必要なケースが多く、市民に庁舎間の移動を強いている状況である。			部局配置状況	市長部局	部局	西庁舎	東庁舎
							総務部	○	
財務部	○								
防災環境部	○								
市民健康部	○	○							
福祉部	○	○							
建設部	○	○							
教育委員会教育部		○							
議会事務局		○							
監査委員事務局		○							
	令和4年度関連予算額	－							
改革内容		○ こども家庭庁の創設や重層的支援体制の整備など、福祉分野を中心とする新たな政策課題に対応した組織体制の見直しと併せて、市役所の利便性・サービス向上、相談支援体制の強化を目的とする東西庁舎の配置替えを実施する。 ○ 配置替えの実施に当たっては、市民課の証明書発行業務は両庁舎で継続させること及び同一部同一庁舎を基本として検討を進める。							
工 程	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
	内容	○組織体制の見直しと東西庁舎の配置替えの検討							
				国や県の動向を注視しつつ、市民への周知期間等を考慮の上、適切な時期に実施					
目 標	組織体制の見直しと東西庁舎の配置替えの実施			効果額	－				

(2) 市民サービスの見直し

項目	7	都市計画税率の引上げの検討			所管部課	建設部都市整備課 建設部下水道課				
現状と課題	○ 都市計画税は、都市計画事業に要する費用に充てるため、市街化区域内に所在する土地及び家屋に対して課する目的税であり、県内の多くの市町村が制限税率の上限である0.3%を付加（31/41団体）している中、本市の税率は0.2%となっている。 ○ 本市の都市計画事業（特に公園事業や下水道事業）は、県内の他市町村と比較して進捗が遅れている。				都市計画税充当額（千円）	年度	R1	R2	R3	
						街路整備事業	122,732	35,801	41,977	
						下水道事業（繰出金）	699,295	1,208,329	716,138	
							地方債元利償還金	63,965	63,815	60,530
					人口1人当たり都市公園面積 （令和元年度末現在）	0.48㎡/人（県内の都市計画区域内市町村51団体中50位）				
					下水道普及率 （令和2年度末現在）	51.6%（愛知県平均71.4%）＊名古屋市除く				
雨水貯留施設整備の進捗状況 （令和3年末現在）【注】	20.6%（新川流域市町村15団体中13位）									
令和4年度関連予算額		868,640千円（都市計画税（歳入））			【注】新川流域水害対策計画の目標による進捗状況率					
改革内容	○ 公園事業や下水道事業など、都市計画事業を着実に進めていくため、都市計画税率の引上げ（0.2%→0.3%）を検討する。									
工 程	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
	内容	○税率引上げの検討								
				↓						
				検討結果を踏まえ、引上げを実施する場合、時期については十分な説明・周知期間を確保						
目 標	都市計画税率の引上げ			効果額	（税率引上げの効果） 431,500千円					

(2) 市民サービスの見直し

項目	8	市役所のDX推進				所管部課	総務部企画情報課			
現状と課題	○ 令和4年度から企画情報課内にDX推進室を設置しているが、全庁的にDXを推進していくための体制整備が十分ではない。 ○ DXにより市民の利便性向上と業務の効率化を進めるためには、何より各職員の主体的な取組が不可欠であるが、現状では、職員のDXに関する知識や認識が不足しており、主体的な取組へと繋がらない。					年度	R1	R2	R3	
						マイナンバーカード取得率（％）	11.2	26.4	41.8	
						オンライン申請可能手続数（手続）	15	15	36	
	令和4年度関連予算額	17,121千円 （オンライン申請管理システム導入等）				AIチャットボット利用件数（件）	0	5,023	9,224	
改革内容	○ 全庁的にDXを推進していくため、市役所のDX推進に関する方針・方策を策定する。 ○ 各職員の主体的な取組を促すため、職員のDXに関する知識や認識の向上に資する研修を開催する。 ○ 市民の利便性向上と業務の効率化を推進するため、各事業課への調査・ヒアリング等を通じて、順次、具体的な業務へのデジタル技術の活用を進める。									
工 程	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
	内容	○市役所のDX推進に関する方針・方策の検討 ○職員研修会の開催 ○各事業課への調査・ヒアリング等	○市役所のDX推進に関する方針・方策の策定							
			調査等の結果を踏まえ、可能な業務から順次、デジタル化							
目 標	市民の利便性向上及び業務の効率化			効果額	－					

(2) 市民サービスの見直し

項目	9	働き方改革の推進			所管部課	総務部人事秘書課																								
現状と課題	○ 特定の職員への事務の集中や、毎週水曜日の一斉定時退庁日の形骸化など、働き方改革は限定的なものとなっており、年次有給休暇の取得も職員毎に差が生じている。 ○ 令和3年度にテレワーク端末10台を各部へ配備し、テレワークの促進を図っているものの、決裁が電子化されていないことなどから、テレワークのみでは事務が完結できない状況となっている。		令和4年度関連予算額		—		<table><tr><td>年度</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td></tr><tr><td>職員一人あたりの超過勤務時間 (年平均)</td><td>85.7</td><td>56.7</td><td>64.4</td></tr><tr><td>超過勤務が平均時間数より多い職員の割合(%)</td><td>33.7</td><td>26.6</td><td>26.6</td></tr><tr><td>年次有給休暇平均取得日数(日)</td><td>11</td><td>13.3</td><td>12.2</td></tr><tr><td>テレワーク端末稼働率(%)</td><td></td><td></td><td>14.2</td></tr></table>				年度	R1	R2	R3	職員一人あたりの超過勤務時間 (年平均)	85.7	56.7	64.4	超過勤務が平均時間数より多い職員の割合(%)	33.7	26.6	26.6	年次有給休暇平均取得日数(日)	11	13.3	12.2	テレワーク端末稼働率(%)			14.2
							年度	R1	R2	R3																				
							職員一人あたりの超過勤務時間 (年平均)	85.7	56.7	64.4																				
超過勤務が平均時間数より多い職員の割合(%)	33.7	26.6	26.6																											
年次有給休暇平均取得日数(日)	11	13.3	12.2																											
テレワーク端末稼働率(%)			14.2																											
改革内容	○ より良い市民サービスを実現するため、適正な人材を確保した上で、職員の能力が最大限に発揮でき、心身ともに健康で働き続けられる職場環境を整備する。 ○ 現状のサービスが市民ニーズや社会情勢の変化を的確に捉えた内容となっているかを改めて点検し、職員の適正な配置を推進する。 ○ 管理職の働き方改革への積極的な取組を促すため、課員の超過勤務及び年次有給休暇の進捗管理を人事評価における課長級の業績評価の評価項目として定めることを検討する。 ○ 毎週水曜日の一斉定時退庁日の徹底を図るため、パソコンの一斉停止などを検討する。 ○ 多様な働き方への対応として、テレワークを利用しやすい環境整備を進めるため、決裁の電子化を検討する。																													
工 程	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度																									
	内容	○心身ともに健康で働き続けられる職場環境の整備 (改革内容の取組を始めとして、順次、制度化等)																												
目 標	年平均超過勤務時間の対前年度減少 年次有給休暇平均取得日数の対前年度増加			効果額	—																									

(3) 財政規律の確保

No.	項目	所管部課	ページ
1	基金積立・運用のルール化	財務部財政課	42
2	公債費負担の見える化	財務部財政課	43
3	ランニングコストや財源をより意識した予算編成	財務部財政課	44

(3) 財政規律の確保

項目	1	基金積立・運用のルール化				所管部課	財務部財政課						
現状と課題	○ 財政調整基金の残高が減少傾向にあり、施設の統廃合・長寿命化の推進に向けて必要となる公共施設建設整備基金の積立が不足している。 ○ まちづくり振興基金については、明確な使途が決まっていない。					年度				R1	R2	R3	
						基金残高（決算） の推移(千円)	財政調整基金	1,668,519	1,191,177	2,396,726			
	公共施設建設準備基金	183,656	97,680	364,653									
令和4年度関連予算額					—				まちづくり振興基金		1,800,000	1,800,364	
									減債基金			502,172	
改革内容	○ 基金ごとに積立・運用をルール化し、ホームページ等で公表する。 ○ 減債基金のうち、決算剰余金により積み立てる分については、合併特例債の影響が大きい令和8年度までの期間で公債費の平準化を図るために取り崩して活用する。 ○ 新庁舎の建設費は、整備手法によって大幅に変わる可能性があることから、当面の間は決算剰余金から公共施設建設整備基金に積立てておき、整備方針が明らかになってきた段階で、新たな基金を創設し、積み替えを検討する。 ○ 合併特例債を活用して造成したまちづくり振興基金については、これまでソフト事業の財源として活用すると説明してきたが、他市でハード事業に活用された事例もあることから、新庁舎建設の財源として活用を検討する。												
工 程	年度	令和4年度			令和5年度		令和6年度			令和7年度			
	内容	○ルール化及び公表											
目 標	基金のルール化及び公表					効果額		—					

(3) 財政規律の確保

項目	2	公債費負担の見える化				所管部課	財務部財政課								
現状と課題		○ 平成25年度から平成27年度にかけて合併特例債を急激に活用したことにより、平成29年度以降、公債費が急増したため、大きな財政負担となっている。				年度	H29	H30	R1	R2	R3				
						公債費（千円）	1,847,635	2,716,190	2,434,958	2,721,605	2,942,833				
						うち合併特例債分	415,761	749,612	970,743	1,176,562	1,383,416				
		令和 4 年度関連予算額	2,960,034千円（公債費）			うち臨時財政対策債分					804,572	870,669	975,161	1,055,536	1,075,611
改革内容		○ 財政中期試算において、今後の財政見通しの中で公債費の推計をグラフ化し、市債発行による後年度への影響を見える化する。 ○ 財政中期試算の内容を踏まえ、計画的な市債発行に取り組む。													
工 程	年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度								
	内容	○財政中期試算における見える化									→				
目 標		財政中期試算を踏まえた計画的な市債発行				効果額	—								

(3) 財政規律の確保

項目	3	ランニングコストや財源をより意識した予算編成			所管部課	財務部財政課		
現状と課題		○ 毎年度の予算編成において新規事業を立案する際、ランニングコストの把握による後年度への影響や、一般財源負担を抑制するための国県補助金等への活用等が十分に意識されていない。			年度	R1	R2	R3
					歳入決算額（千円）	29,822,173	41,630,627	33,539,327
					うち国庫支出金	3,510,380	13,519,437	6,352,793
					うち県支出金	1,709,380	2,059,345	1,974,326
	令和4年度関連予算額	－						
改革内容	○ 新規事業の立案に際しては、類似する事業の廃止や統合（スクラップアンドビルド）、予算を伴わない代替策の検討などに加え、ランニングコストの把握や国県補助金及び民間の助成制度の活用について検討することを予算要求の条件に加える。 ○ 従前に国県補助金等の助成が廃止された事業については、スクラップアンドビルドの観点から、市単独補助金で継続する必要性の検討がなされるよう、予算要求の様式に確認欄を設ける。							
工 程	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
	内容	○予算要求時のルール化						
目 標	ランニングコストや財源に対する意識の向上			効果額	－			

【参考 1】市民説明会の開催

1 開催目的

北名古屋市行財政改革実行プランの策定に際し、プランに対する市民の理解を深めつつ、今後、プランに基づく改革を着実に実行していくための第一歩として、市長が自らプランの内容を市民へ直接説明する市民説明会を開催する。

2 開催日時・場所・参加者数

	第 1 回	第 2 回
日 時	10月28日(金)午後7時～午後8時30分	10月29日(土)午前10時～午前11時30分
場 所	北名古屋市総合体育館 多目的ホール	名古屋芸術大学アーツスクエア 大ホール
参加者数	142人	187人

3 開催内容

(1) 市長によるプランの説明（約60分）

パブリックコメント中の北名古屋市行財政改革実行プラン（案）の内容について、市長がスクリーン上のスライドを用いて、市民の目線に立ってわかりやすく説明をしました。

(2) 事前に募集したプランに対する意見・質問に対する市長の考え方の説明（約40分）

同趣旨の意見・質問を取りまとめた上で、四日市大学の岩崎教授（北名古屋市行政改革推進委員会会長）のコーディネートにより、市民に向けて市長が考え方を説明しました。

【参考2】パブリックコメントの実施

1 実施期間

令和4年10月4日（火）から11月4日（金）まで

2 閲覧場所

企画情報課窓口、市ホームページ、東西庁舎情報コーナー

3 意見提出方法

持参、郵送、ファクシミリ、電子メール

4 意見件数

55件（8名）